

令和7年度第2回船橋市子ども・子育て会議

船橋市こども計画（案）

健康福祉局 こども家庭部 こども政策課

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- (1) 法的位置づけ
- (2) SDGs との関係性
- (3) 計画体系における位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画策定に向けたアンケート調査の概要
- (1) こども・若者意識調査の実施
- (2) こども計画策定に係る事業所調査の実施

第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

- 1 船橋市の現状
- (1) 総人口の推移
- (2) こども・若者の人口の推移
- (3) 出生数の推移
- (4) 婚姻率・離婚率の推移

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 基本施策
- 4 ライフステージに応じた切れ目のない支援

第4章 施策の展開

- 基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実
- 基本施策2 こどもの健全な育成の充実
- 基本施策3 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
- 基本施策4 母子保健の充実
- 基本施策5 親子のふれあいの場づくり
- 基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実
- 基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 基本施策8 経済的支援の実施
- 基本施策9 子育てを支援する地域社会づくり
- 基本施策10 児童虐待防止対策の充実
- 基本施策11 仕事と家庭の両立支援の推進

基本施策 1 2	こども・若者の社会参画のための環境づくり	
横断的施策	こどもの貧困対策	

第5章 計画の推進

1	計画の進行管理	
2	計画の推進とともに対応を検討する事項	
3	こども・若者の意見聴取	

資料編

1	用語解説	
2	計画策定の体制と経過	
(1)	船橋市子ども・子育て会議での審議	
(2)	船橋市こども計画策定委員会	
(3)	パブリック・コメントの実施	
(4)	船橋市子ども・子育て会議条例	
(5)	船橋市子ども・子育て会議委員名簿	
(6)	船橋市こども計画策定委員会設置要綱	
(7)	策定経過	

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状況となっており、厚生労働省が発表した令和6年（2024年）の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.15まで低下し、年間出生数は686,061人と、明治32年（1899年）に統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回りました。

その要因として、若い世代の不安定な雇用環境、所得低下、結婚観の変化、仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担等が影響を及ぼしていると考えられます。

こどもや子育て家庭を取り巻く環境においては、児童相談所における虐待相談対応件数が過去最多となる等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

また、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になる等、こどもや子育て家庭を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっています。

そのような状況の中、国では、令和5年（2023年）4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、これまで複数の省庁が担っていた、少子化対策や子育て支援、いじめ等のこどもを取り巻く課題に対し、一元的に取り組む体制を整備しました。

あわせて、「こども家庭庁」の発足と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の指針にのっとり、全てのこども・若者が、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、同年12月には「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、こども・若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、こども・若者の権利の保障、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すこと、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化等の基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。

このような背景を踏まえ、本市では、令和7年度（2025年度）に策定した「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画 第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」（以下「第3期計画等」という。）を拡充し、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図るための一体的な計画として「船橋市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【参考】こども・若者、子育て当事者等を取り巻く主な法令等

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、出産、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る ※令和17年3月31日まで再延長
子ども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す
子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子供の貧困対策に関する大綱」を策定	貧困により、こどもが適切な養育及び医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないようにする ※令和6年6月「こどもの貧困解消対策の推進に関する法律」に改定
子ども・子育て支援法 (平成27年4月1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実



こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法
こども施策に関する大綱（こども大綱） ＜こども基本法第9条に規定＞ ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項等を定めるもの ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化
こども計画の策定 ＜こども基本法第10条に規定＞ ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務とされる ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる
こども等の意見の反映 ＜こども基本法第11条に規定＞ ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されているかについて、フィードバックすることや広く社会に発信していくこと等が求められている

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

こども基本法 抜粋

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(2) SDGsとの関係性

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。SDGsは、令和12年（2030年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と、達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

本計画においては、SDGsの趣旨を踏まえて、各施策を進めていきます。



(3) 計画体系における位置づけ

本計画の策定に当たっては、「船橋市総合計画」を最上位計画とするとともに、福祉分野の上位計画として位置づけられている「船橋市地域福祉計画」や「船橋市障害者施策に関する計画」、「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」、「船橋市教育振興基本計画」等と整合を図りながら策定するものです。

また、本計画は、「第3期計画等」を一部参照しつつ、その内容を含むものです。

年 度									
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

船橋市総合計画 基本構想 (H12～R3)	第3次船橋市総合計画 基本構想 (R4～13)								
船橋市総合計画後期 基本計画 (H24～R3)	第3次船橋市総合計画 基本計画 (R4～13)								
第3次船橋市 地域福祉計画 (H27～R3)	第4次船橋市地域福祉計画 (R4～8)						【仮称】第5次船橋市 地域福祉計画		

第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2～6)	第3期 計画等※ (R7～)	船橋市こども計画 (R8～R11)
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2～6)		

第3次船橋市障害者 施策に関する計画 (H27～R3)	第4次船橋市障害者施策に関する計画 (R4～8)		【仮称】第5次船橋市障害者 施策に関する計画
第5期船 橋市障害 福祉計画 及び第1 期船橋市 障害児福 祉計画 (H30～ R2)	第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画 (R3～5)	第7期船橋市障害福祉計画及び 第3期船橋市障害児福祉計画 (R6～8)	【仮称】第8期船橋市障害福祉 計画及び第4期船橋市障害児 福祉計画

船橋の教育 2020 - 船橋市教育振興基本計画 - 教育振興ビジョン (R2～11)	
船橋の教育 2020 - 船橋市教育振興基本計画 - 前期基本計画 (R2～6)	船橋の教育 2020 - 船橋市教育振興基本計画 - 後期基本計画 (R7～11)

※第3期計画等 = 第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

3 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。

また、こども・若者の年齢の範囲については、原則として0歳から概ね30歳未満までとします。

4 計画策定に向けたアンケート調査の概要

(1) こども・若者意識調査の実施

- ① 調査対象
船橋市全域・市内在住又は在勤・在学している満15～39歳のこども及び若者。
- ② 調査期間
令和7年（2025年）2月15日（土曜日）～令和7年（2025年）3月9日（日曜日）
- ③ 調査方法
WEBアンケートによる実施。
- ④ 回収状況
有効回答数714件

(2) こども計画策定に係る事業所調査の実施

- ① 調査対象
市内の事業所、市内で事業を営む事業所。
- ② 調査期間
令和7年（2025年）3月15日（土曜日）～令和7年（2025年）5月21日（水曜日）
- ③ 調査方法
WEBアンケートによる実施。
- ④ 回収状況
有効回答数117件

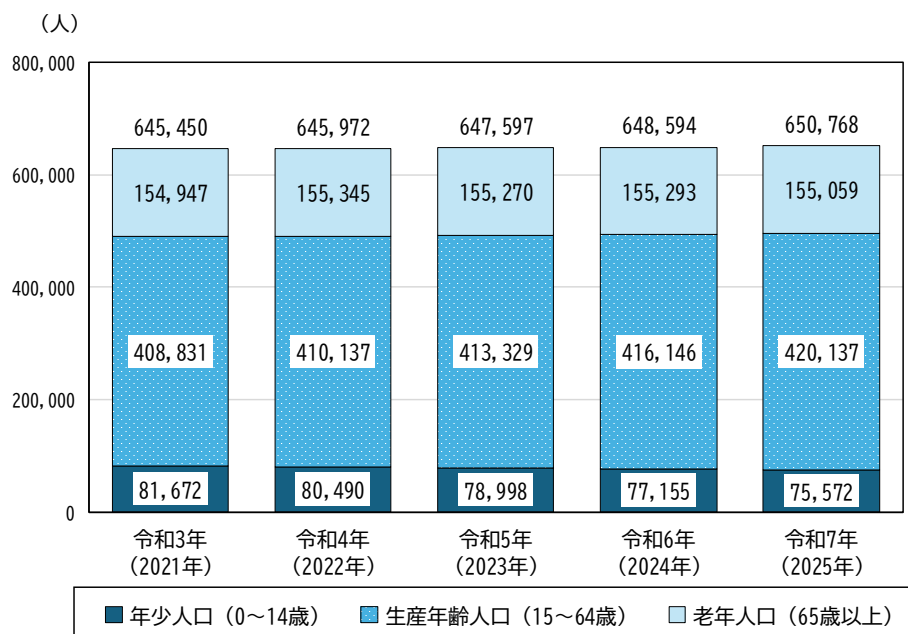
第 2 章

こども・若者・子育て家庭を 取り巻く状況

1 船橋市の現状

(1) 総人口の推移

① 総人口（年齢3区分）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

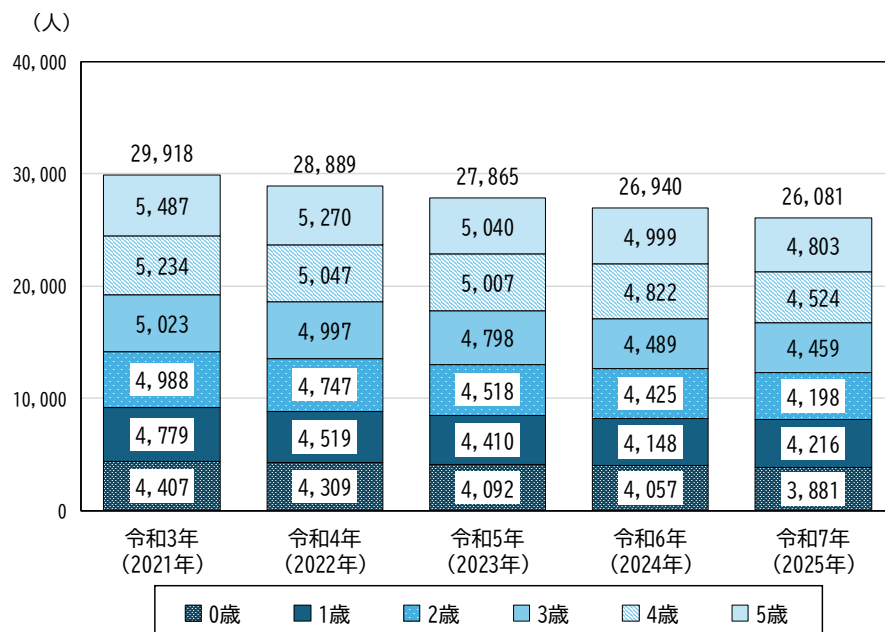
本市の人口は令和3年（2021年）から増加を続け、令和7年（2025年）には650,768人となっています。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）はほぼ横ばいであるのに対し、生産年齢人口（15～64歳）は年々増加しています。

一方で年少人口（0～14歳）は年々減少し、令和7年（2025年）には75,572人となっています。

(2) こども・若者の人口の推移

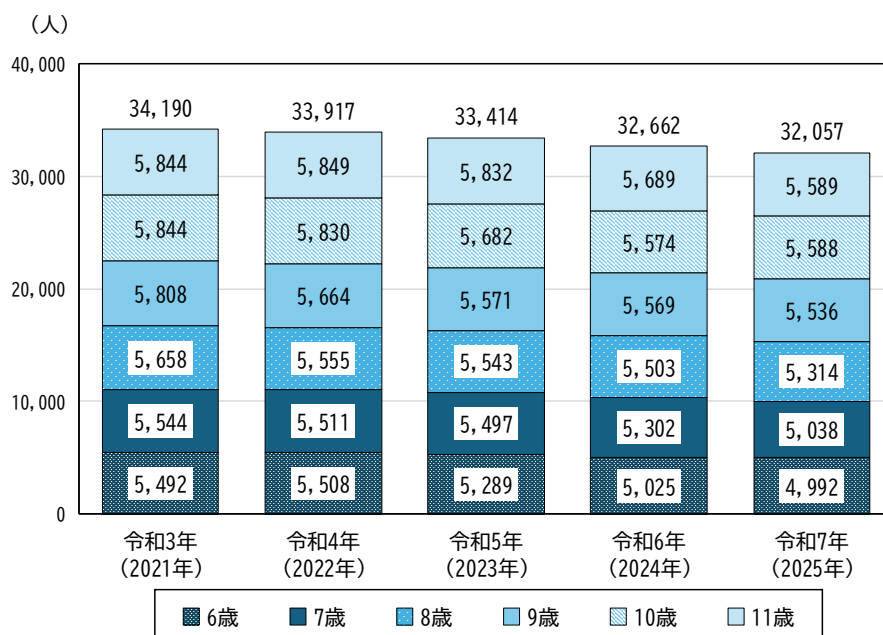
① 就学前児童（0～5歳）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

本市の0歳～5歳のこども人口は令和3年（2021年）以降減少を続け、令和7年（2025年）には26,081人となっています。

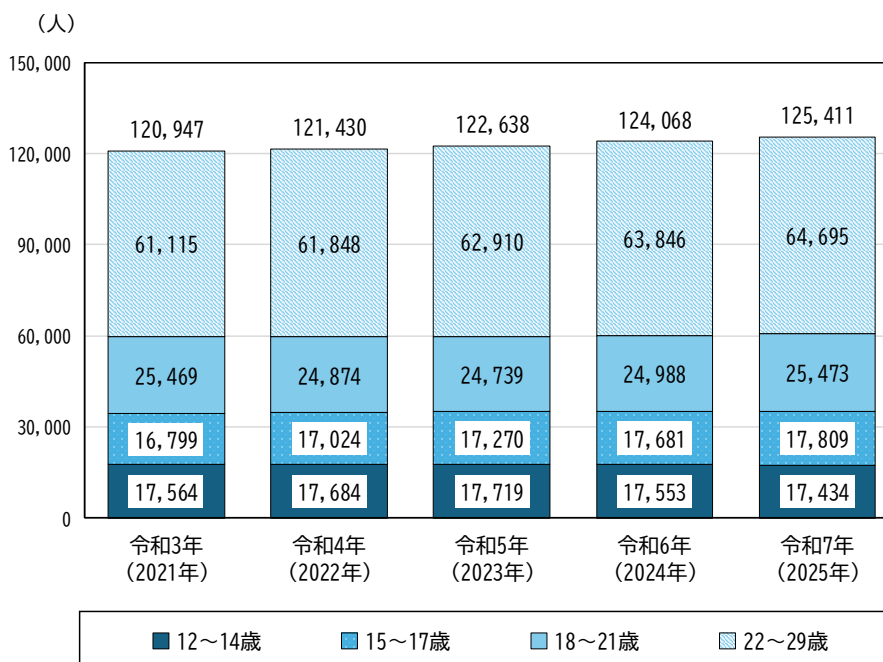
② 就学児童（６～１１歳）



資料：住民基本台帳（各年４月１日）

本市の６歳～１１歳のこども人口は就学前児童と同様に減少を続け、令和７年（２０２５年）には３２,０５７人となっています。

③ こども・若者（１２歳～２９歳）

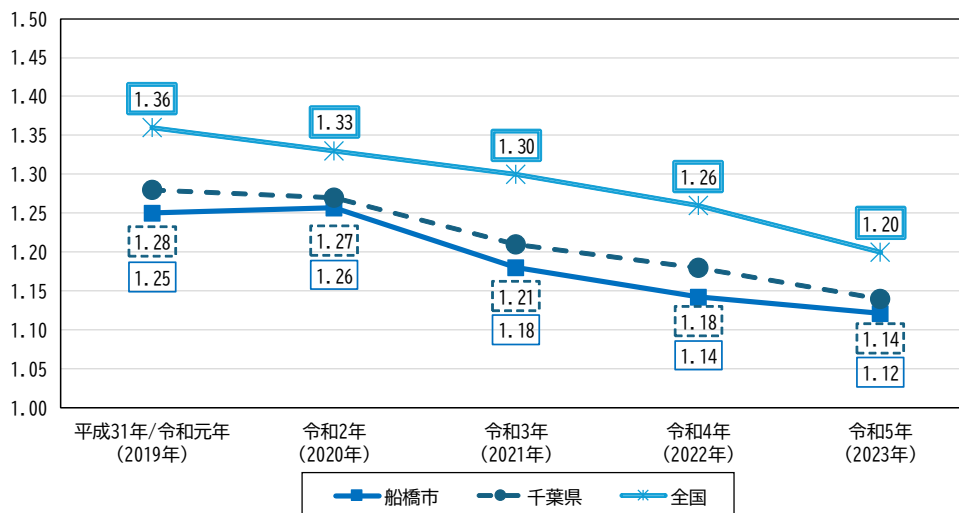


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

本市の１２歳～２９歳のこども・若者人口は令和４年（２０２２年）以降増加を続け、令和７年（２０２５年）には１２５,４１１人となっています。

(3) 出生数の推移

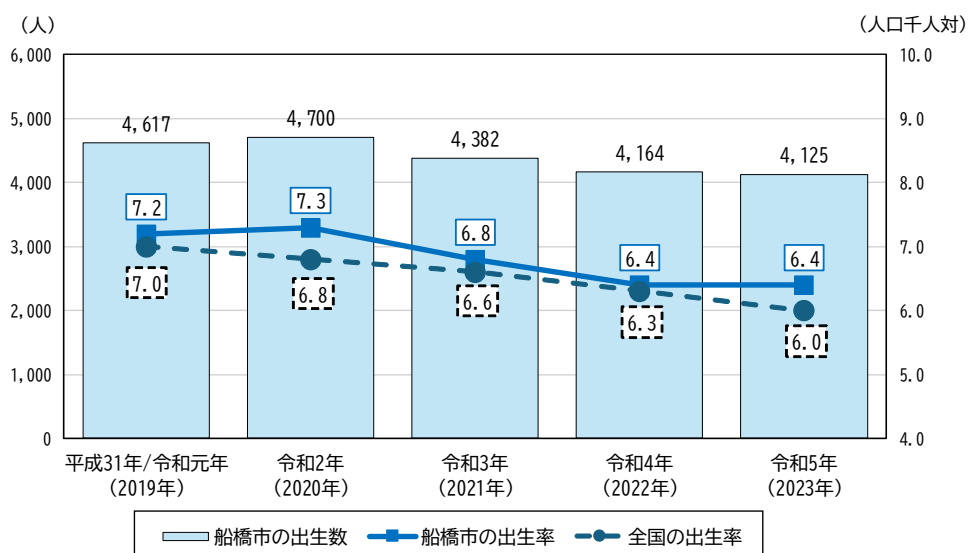
① 合計特殊出生率



資料：千葉県 合計特殊出生率の推移市町村別

合計特殊出生率は、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均を表しています。本市の合計特殊出生率は令和2年（2020年）以降減少傾向にあり、令和5年（2023年）には1.12と全国・千葉県の数値を下回っています。

② 出生数・出生率



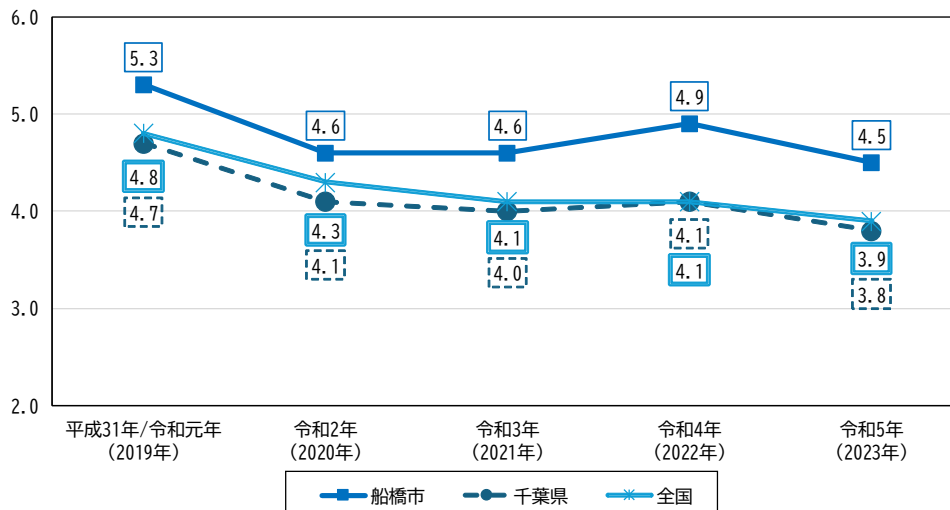
資料：千葉県 出生数・出生率の推移市町村別

出生率は、人口1,000人あたりの1年間の出生児数の割合です。本市の出生数は令和2年（2020年）以降減少が続き、令和5年（2023年）には4,125人となっています。出生率も減少傾向にありますが、全国の数値をわずかに上回っています。

(4) 婚姻率・離婚率の推移

① 婚姻率

(人口千人対)

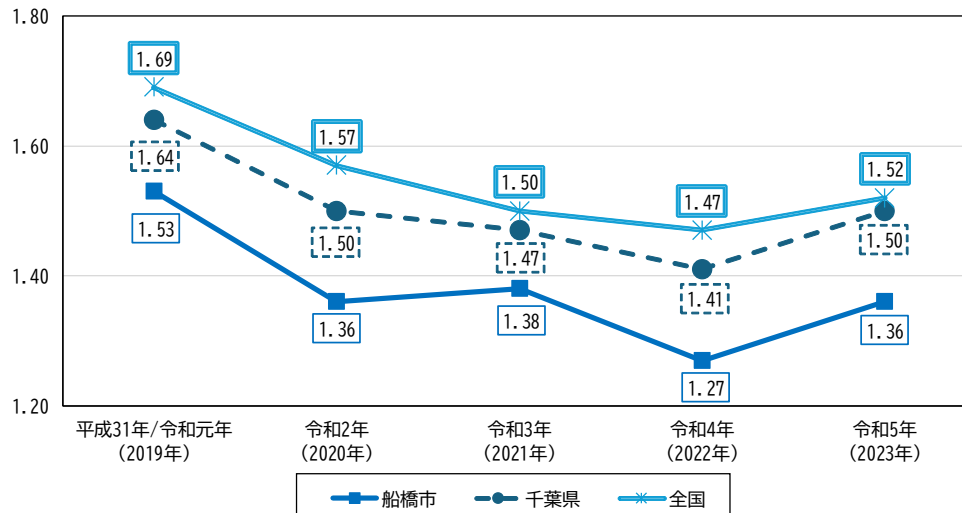


資料：千葉県 婚姻率の推移市町村別

本市の婚姻率の推移をみると、令和4年（2022年）に増加に転じたものの減少傾向にあり、令和5年（2023年）には4.5となりましたが、いずれの年も全国・千葉県の数値を上回っています。

② 離婚率

(人口千人対)



資料：千葉県 離婚率の推移市町村別

本市の離婚率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年（2023年）には1.36となっています。全国・千葉県もおおむね同様の傾向がみられますが、本市はそれらの数値を下回っています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が 輝くまち・ふなばし」をめざして

本計画は、『「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とします。

地域全体でこども・若者や子育て家庭への理解を深めて支援し、保護者が喜びや生きがいを感じながら安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこども・若者が心豊かに育ち、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちをめざします。

こども・若者は社会の一員であり、まちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きるこども・若者一人ひとりの権利が等しく尊重されながら、伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、こども・若者と子育て家庭を支援していきます。

2

基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針を「こども・若者」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

基本
理念

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が
輝くまち・ふなばし」をめざして

基本方針

基本
方針1こども・
若者

次代を担うこども・若者一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

こども・若者が健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこども・若者の権利が等しく尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる環境を整備することが必要です。

本市では、全てのこども・若者が瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

基本
方針2

親・家庭

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、全ての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。

本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。

基本
方針3地域・
社会

地域や社会を構成する一人ひとりが、こども・若者や子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

こども・若者の健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こども・若者の育ちや社会への参画、保護者の子育てを理解し、支え合うことが必要です。

本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こども・若者が自分らしく生き生きと生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

3

基本施策

基本理念に沿った3つの「基本方針」から、12の「基本施策」および横断的施策として「こどもの貧困対策」を推進します。

1	乳幼児期の教育・保育の充実	教育・保育施設や地域型保育事業によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。	こどもの貧困対策
2	こどもの健全な育成の充実	こどもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。こどもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。	全ての基本施策にか かる横断的な施策と して実施。
3	特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。	
4	母子保健の充実	出産や育児の不安を抱える家庭が、安心してこどもを産み育て、こどもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。	全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。
5	親子のふれあいの場づくり	子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。	
6	多様な子育て支援サービスの充実	保護者の子育ての負担を軽減するため、多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図ります。	
7	ひとり親家庭等の自立支援の推進	多くの課題を抱えているひとり親家庭等に対して、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援等、自立に向けた支援の推進を図ります。	
8	経済的支援の実施	児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。	
9	子育てを支援する地域社会づくり	地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、こどもが健やかに育まれることができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。	
10	児童虐待防止対策の充実	妊産婦、子育て家庭、こどもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、こどもたちの安全で安心な生活を守ります。	
11	仕事と家庭の両立支援の推進	仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力を促進するための啓発や、各種法令・制度の周知等を行います。	
12	こども・若者の社会参画のための環境づくり	こども・若者を権利の主体として尊重し、社会参画の機会を確保するため、意見を聴取する取り組みを推進します。 また、こども・若者が自分らしく生き生きと生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	

4

ライフステージに応じた切れ目のない支援

全てのこども・若者の心豊かな育ちを支援するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。本計画の各基本施策を推進することにより、切れ目のない支援を推進してまいります。

ライフステージ	妊娠期	乳幼児期（0～6歳）	小学生（6～12歳）
基本方針1 こども・若者		◇教育・保育施設等の整備（P〇〇）	◇放課後児童健全育成事業（P〇〇）
		◇児童ホーム事業（P〇〇）	
		◇ヤングケアラー支援事業（P〇〇）	
			◇ハッピーサタデー事業（P〇〇）
		◇発達相談（P〇〇）	
		◇医療的ケア児等コーディネーターの配置（P〇〇）	
	◇一貫した支援に向けた相談体制や情報連携（P〇〇）		
	◇妊婦健康診査（P〇〇）	◇産後ケア事業（P〇〇）	
基本方針2 親・家庭	◇地域子育て支援拠点事業（P〇〇）		
		◇一時預かり事業（P〇〇）	
	◇利用者支援事業（各種）（P〇〇）		
		◇母子・父子自立支援員による相談（P〇〇）	
		◇養育費に係る法律相談（P〇〇）	
	◇こども家庭センター設置による相談体制の強化（P〇〇）		
		◇ファミリー・サポート・センター事業の実施（P〇〇）	
	◇養育支援訪問支援事業（P〇〇）		
基本方針3 地域・社会		◇子ども食堂やプレーパークをはじめとするこどもの体験活動や、子育て世帯の支援につながる地域活動団体への協力・連携（P〇〇）	
		◇保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ（P〇〇）	
		◇里親制度の周知・普及（P〇〇）	
	◇こども・若者の意見聴取に係る取り組み（P〇〇）		
	◇保健と福祉の総合相談窓口事業（P〇〇）		

※本計画の掲載事業のうち、代表的な事業を整理したものであり、全ての事業を網羅しているものではありません。

[illegible]

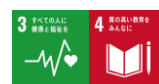
第 4 章

施策の展開

基本施策

1

乳幼児期の教育・保育の充実



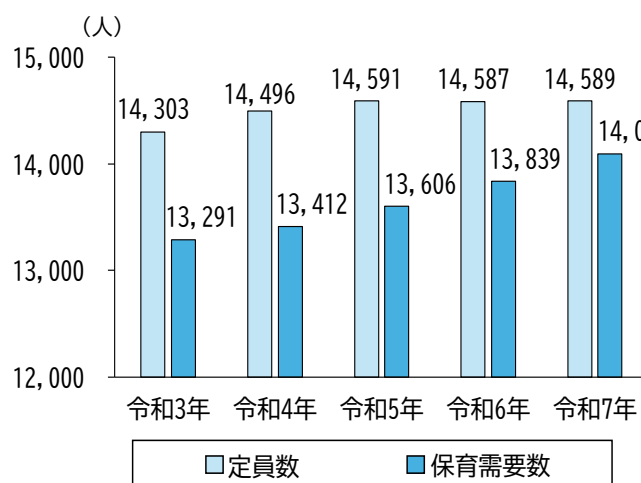
教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

現状

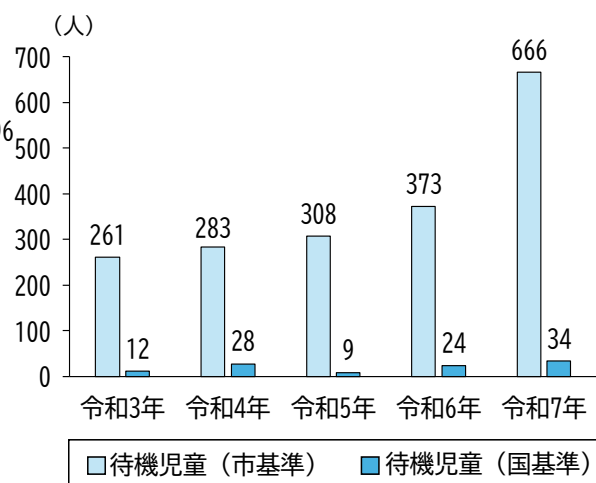
本市の保育所等待機児童数（4月1日現在）は、令和3年度（2021年度）に市基準で261人、国基準で12人となりました。その後も女性就業率の上昇などによって、児童人口に対する保育の必要な児童数の割合である保育需要率が増加し続けており、待機児童の解消に向け、保育所などの整備や幼稚園の認定こども園化など、保育の受け入れ枠の拡大や保育士確保に向けた取り組みを実施しました。

しかし、待機児童数は令和5年度から増加傾向にあり、令和7年度（2025年度）には市基準で666人、国基準で34人となりました。

《認可施設等※の定員数・保育需要数》



《保育所等待機児童数※の推移》

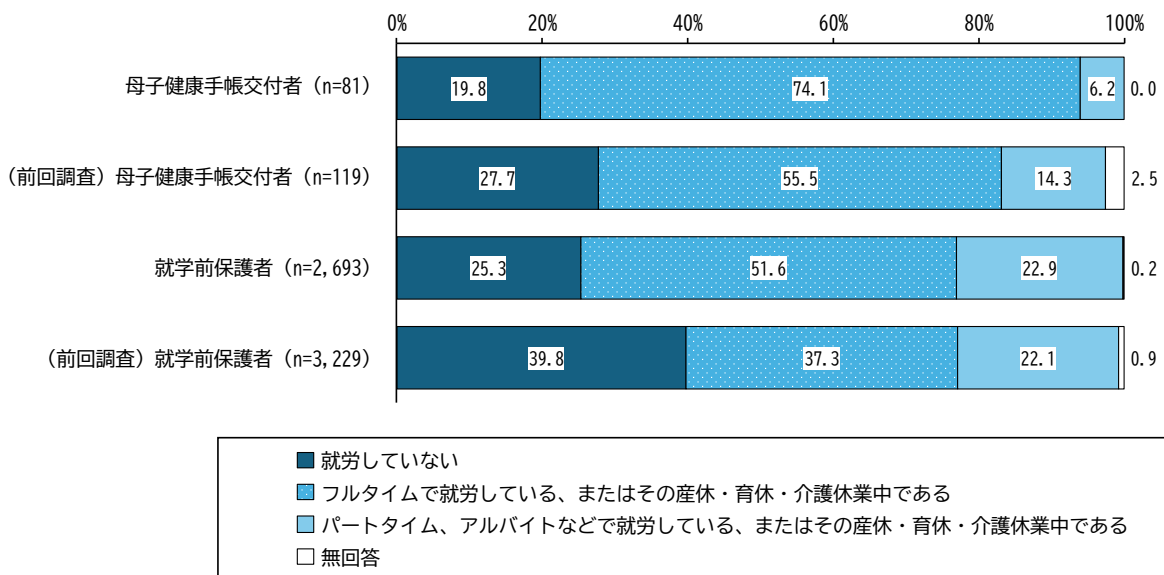


※認可施設等：保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

※待機児童（市基準）：保育所等の利用申込者のうち、転園希望等を除いた数

待機児童（国基準）：市基準の保育所等待機児童から近くに利用可能な保育所等があるのに特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた数

《母親の就労状況》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 国において令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」を策定し、25～44歳の女性の就業率の上昇に対応するとされています。本市においても女性就業率は上昇しており、保育需要が増加傾向にあるため、今後も受け入れ枠の確保が必要です。
- 入所児童数に応じた保育士を配置するため、保育士の確保も必要です。

主な取り組み

教育・保育施設等の整備促進

【概要】

教育・保育の需要の更なる増加に対応するため、保育所の整備や、幼稚園からの認定こども園への移行等、教育・保育施設等の整備を促進します。

本市の保育所等待機児童の大半を占める1・2歳児を受け入れる小規模保育事業については、その安定的な実施を確保するため、教育・保育施設等との円滑な連携（保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保）を図るとともに、教育・保育施設と連携した運営の確保を踏まえた整備を進めます。

【事業】

- 教育・保育施設等の整備
- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の支援
- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業（第3期計画等129ページ参照）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
教育・保育施設等の整備	教育・保育（第3期計画等96～105ページ参照）		

保育士の確保

【概要】

市内保育所等への就職支援や、現在就業する保育士の就業継続支援等を実施し、保育の担い手となる保育士の確保を図ります。

【事業】

- 保育士養成修学資金貸付事業
- 資格取得支援事業
- 就業継続に資する研修事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
保育士養成修学資金の借受者（当該年度卒業生）のうち、市内の保育所等への新規就職者数	58人 (R5年度)	↑	市内保育所等への就職を促進します。

関連する取り組み

◆ 教育・保育施設等の入所児童の処遇向上

- ・ 幼稚園運営に対する補助
- ・ 保育所等運営に対する補助
- ・ 認可外保育施設に対する補助

◆ 教育・保育の質の向上

- ・ 保育所等における評価・研修

◆ 幼保小の連携の充実

- ・ 幼児教育施設と小学校の職員による合同研修会
- ・ 園児と小学生の交流活動等

基本施策

2

こどもの健全な育成の充実



放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室事業（船っこ教室）等の充実により、こどもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。

こどもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。

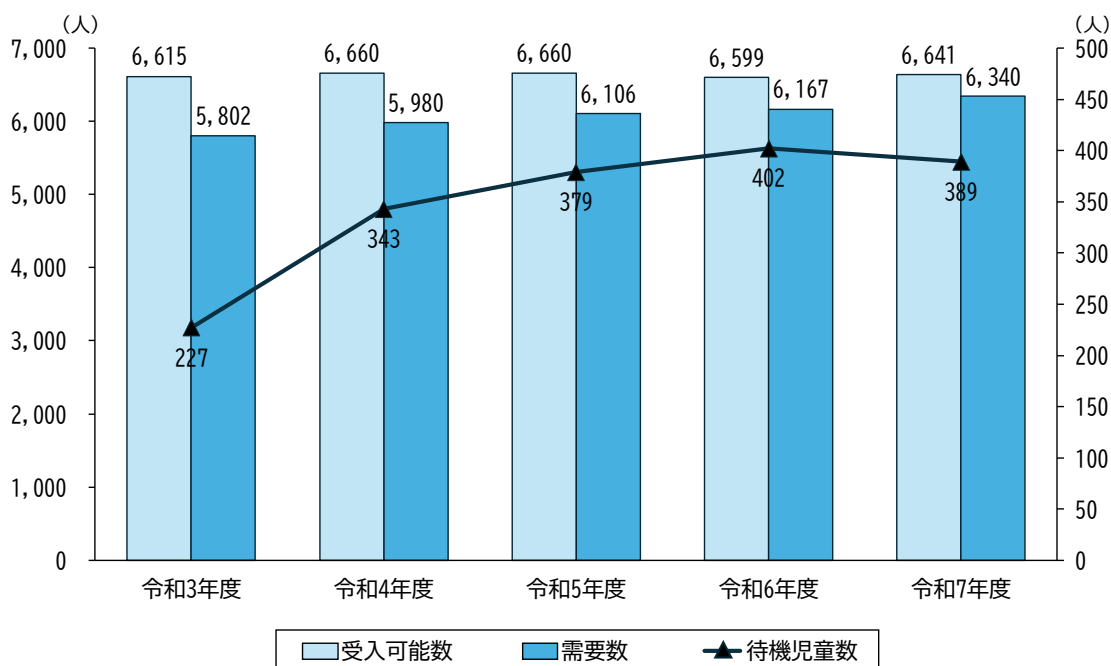
また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。

現状

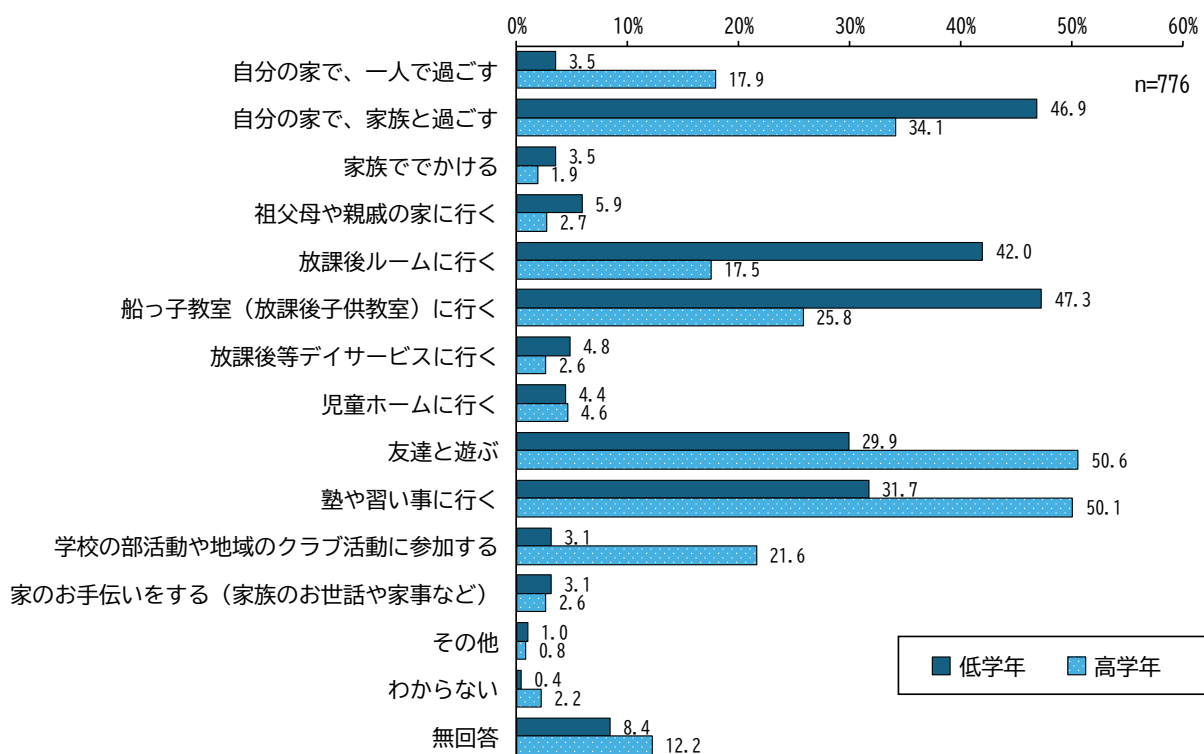
放課後ルームは、保護者が就労等で、放課後家庭でこどもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、こどもの自主性・社会性等の向上や、心身の健全な育成を図ることを目的として、放課後から午後7時まで、夏休み等の長期休業期間においては、午前8時から午後7時まで開所します。

小学校の児童数は減少傾向にある一方で、放課後ルームの入所申請者数は年々増加しており、令和3年（2021年）4月の5,802人から、令和7年（2025年）4月では、6,340人となっており、児童の受け入れ枠の拡大を図ってきましたが、令和7年（2025年）4月1日時点での待機児童数は389人となっています。

《放課後ルーム受け入れ可能数・需要数・待機児童数の推移》



《放課後の過ごさせ方の希望（就学前児童保護者）》

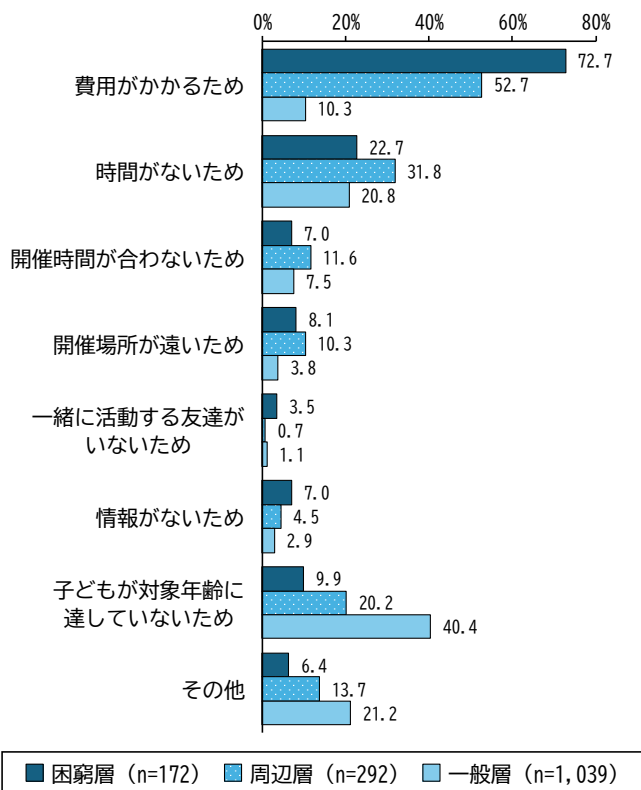


資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

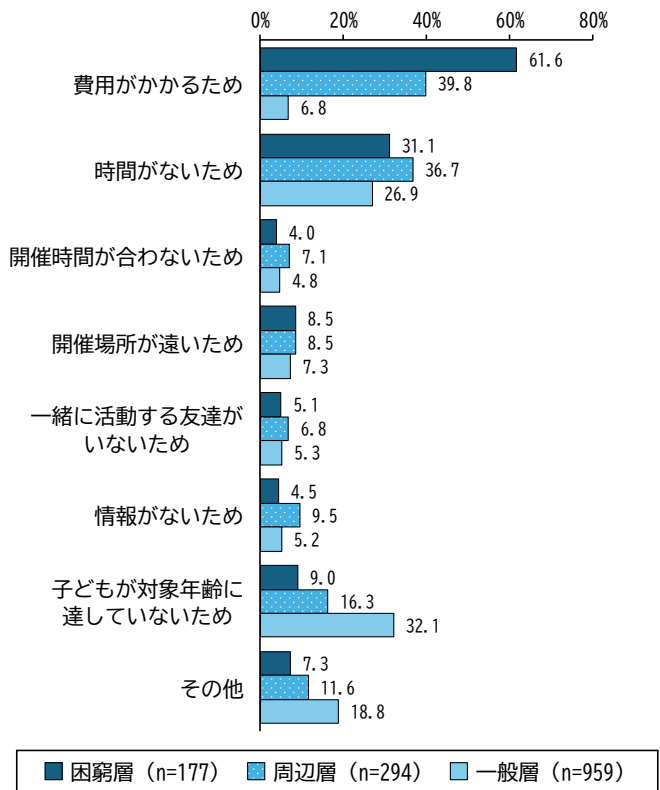
こどもの体験機会や将来の展望について、困窮層になるにつれ、経済的な理由によって色々な体験活動をしたくてもできない、学習面に支障が出る、将来の進学先に影響が出る、こども自身の将来の夢や展望について前向きになれないなどの影響がみられます。

また、困窮層の中高生では、他の層に比べて自宅で勉強することができる場所がないと回答した割合が高くなっています。

《スポーツに関する習い事やクラブに通わせ
たかったが、できなかった理由》

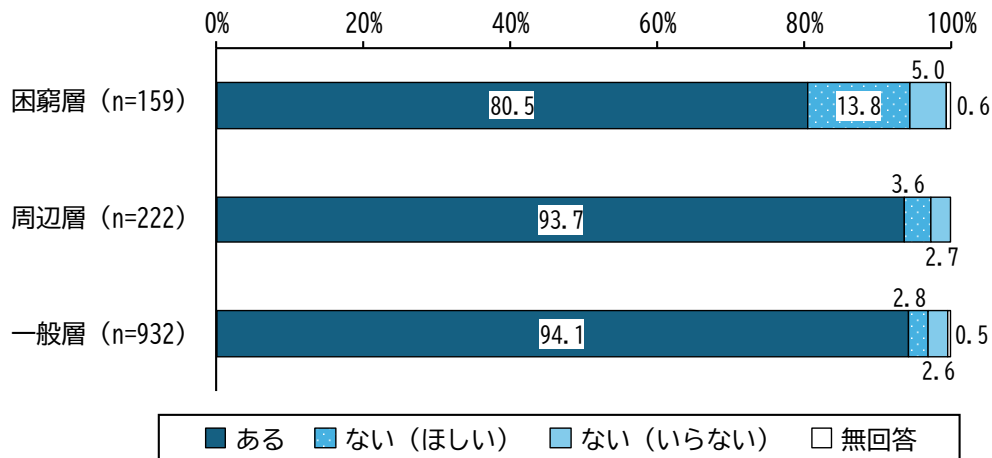


《キャンプやバーベキューなどの野外活動をしたかったが、できなかった理由》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《自宅での学習スペースの有無（中高生相当）》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 入所児童数等に応じた職員数を配置するため、放課後ルーム職員（支援員及び補助員）の確保が必要です。
- 待機児童のいる放課後ルームにおいて、増設等の受け入れ拡大を図る必要がありますが、職員不足や小学校の余裕教室がなく新たな整備が進められていない状況にあります。
- 家庭の経済状況によってこどもの体験機会に差が生まれている状況です。格差解消のため、キャンプなどの野外活動の実施やスポーツや文化活動の機会の提供などに関して検討する必要があります。
- 家庭の経済状況によって学習機会に差が生まれないよう、学習支援などの実施、こどもが自身の将来を考える機会の提供、自習できる環境等の整備に関して検討する必要があります。

主な取り組み

こどもの居場所づくり

【概要】

全ての児童の安心・安全な居場所の確保のため、全市立小学校にて放課後ルーム及び船っ子教室を校内交流型、又は連携型により実施するとともに、学校、放課後ルーム及び船っ子教室の三者で、定期的に運営委員会を開催し、日々の活動における課題や問題点を情報共有することにより活動内容の充実を図ります。放課後ルームにおける学びや遊びなど、こどもの生活の場としての様々な活動について、保護者や地域住民に周知します。

また、教育委員会や学校と調整のうえ余裕教室等の活用による放課後ルームの整備や計画的な改修等による施設の機能強化及び環境改善の検討、船っ子教室の受け入れ体制の確保を図ります。

特別な配慮を必要とする児童への対応等については、職員研修を行うほか、必要に応じて増員を行うなど体制の確保を図ります。

誰でも自由に遊べる遊び場を提供するとともに、様々な教室を開催し、子育て支援や児童健全育成の充実を図るため、児童ホームを運営し、利用の促進や計画的な改修等による施設の機能強化及び環境改善、今後の施設の在り方の検討を行います。

【事業】

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）
- ・ 放課後子供教室事業（船っ子教室）
- ・ 児童ホーム事業
- ・ 中高生の居場所づくり事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）	地域子ども・子育て支援事業（第3期計画等110～112ページ参照）		
放課後子供教室事業（船っ子教室）の全児童に対する平均利用者数（日）の割合	6.1% （R5年度）	↑	利用者数に応じた受け入れ体制を確保します。
児童ホームの来館者数	699,701人 （R5年度）	↑	児童ホームの充実を図ります。

（「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」（令和6年3月29日付けこ成環第116号・5教地推第179号こども家庭庁成育局成育環境課長・文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知より抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

学習機会・学習スペースの提供

【概要】

こどもの将来の可能性を広げるため、学習習慣の定着や学習環境の整備、学力向上のための取り組みや、進路選択の支援の充実を図ります。

【事業】

- ・ 学習支援事業
- ・ 高校生キャリア支援事業
- ・ サポートルーム
- ・ こどもの自習スペース提供事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
学習支援事業の参加者数	中学生303人 高校生8人 (R5年度)	↑	中学生の学習支援と高校進学後の相談支援等を実施し、更なる事業の充実を図ります。
高校生キャリア支援事業	学習支援教室登録者数 41人 キャリア支援セミナー（延べ参加者数） 181人 (R5年度ひとり親家庭高校生キャリア支援事業の実績)	↑	高校生等の学習、進学及び就労意欲の向上を図るため、学習支援及びキャリア支援セミナー等の充実を図ります。

体験機会の提供

【概要】

公民館等で開催するハッピーサタデー事業や、市施設で提供しているこどもの居場所での各種イベント等により、スポーツや文化活動に親しめる環境づくりを推進します。

また、気軽に参加できるイベントの実施など、体験機会の提供を行うことで、体験機会の格差解消に努めます。

【事業】

- ・ ハッピーサタデー事業
- ・ 小中学校一宮ふれあいキャンプ（不登校児童生徒対象）
- ・ ひとり親家庭向けデイキャンプ（親子デイキャンプ）（基本施策7参照）
- ・ 青少年キャンプ場イベント事業
- ・ ふなっこ未来大学
- ・ ふなばし夏のボランティア体験事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ハッピーサタデー事業の年間延べ参加者数	59,238人 (R5年度)	↑	地域活動団体等と連携を図り、こどもたちがスポーツや文化活動に親しめるよう事業の充実を図ります。

悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援

【概要】

家庭や学校等に関する悩みごとや困りごとがあるこどもに対して、こどもや家庭に寄り添いながら、関連機関と連携し、それぞれの状況に適切に対応し、必要な支援を実施します。

【事業】

- ・ ヤングケアラー支援事業
- ・ スクールソーシャルワーカー事業
- ・ スクールカウンセラー事業
- ・ 不登校児童生徒への支援の推進

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ヤングケアラー支援事業	相談件数33件 (R5年度)	—	こどもが相談しやすい窓口となるよう、周知啓発を進めていきます。

関連する取り組み

◆ 地域活動団体による居場所の提供

- ・ 子ども食堂等地域活動団体によるこどもの居場所づくりの活動支援

◆ 養育環境等に課題を抱える、居場所のない児童等に対する場の提供

- ・ 児童育成支援拠点事業（第3期計画等130ページ参照）

◆ インターネットを安全に利用できるようにするための教育・啓発

- ・ インターネットの安全な利用に関するリーフレット配布
- ・ 船橋市立学校ネットパトロール事業

令和6年（2024年）2月～3月に、こども（小学生～高校生）へ「普段の遊び場や遊び方」、「悩んでいるときの相談」、「大人に意見を伝えることや、大人に伝えたいこと」についてのインタビューを実施しました。ここでは実際に聞いた、主な意見を紹介します。



こどもの居場所

こどもだけで話せる場所がほしい。（小5）
（ちょっとしたおやつがあれば、もっと話がしやすいと思う）

大人に伝えたいこと

学校の校庭は放課後や休日に利用できないので、使えるといいな。（小5）



普段の遊び方

部活などの予定のない日は、家で過ごすか、遊びに行く。（中2）

相談

相談相手は、親や友達がほとんど。塾の先生も話を聞いてくれていて、大人がしっかり話を聞いてくれると思う。（中2）



大人に伝えたいこと

食べ物や飲み物があり、友達と集まって勉強や話ができる場所が欲しい。（高2）



相談

進路など重要なことは、親や先生に相談することが多く、真剣に話を聞いてくれる。（高2）



基本施策

3

特別な配慮を要する こどもへの支援の充実



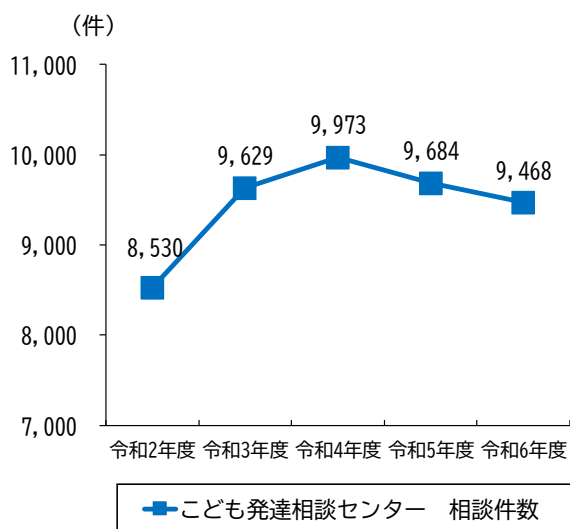
発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。

現状

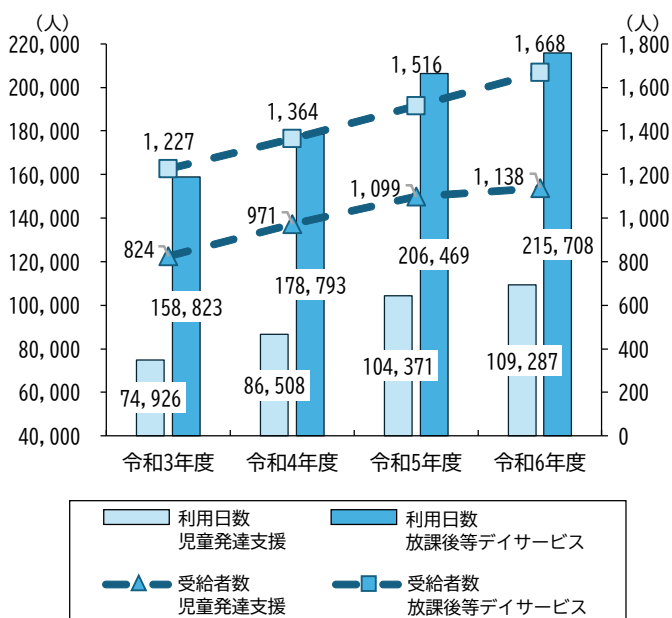
発達障害が広く認知されてきていることに伴い、こども発達相談センターにおける相談件数は、コロナ禍の影響で一時的に減少しましたが、令和2年度から令和4年度にかけて年々増加し、高い水準で推移しています。同センターでは、心理発達相談員や言語聴覚士等の専門職が連携して支援できるようにするなど、相談支援体制の充実を図っています。また、幼稚園・保育所などへの巡回相談も実施し、こどもが適切に集団生活を送ることができるよう支援を行っています。

児童発達支援・放課後等デイサービス等の受給者数は増加傾向となっています。令和6年度（2024年度）からは、児童発達支援センターを障害のあるこどもの健全な発達における中核的支援機関に位置づけ、市内事業所間の連携会議や研修の開催等を通じて、地域支援体制の整備を図っています。

《こども発達相談センター相談件数》



《児童発達支援・放課後等デイサービス
利用日数と受給者数》



課題

- 初回の面接後に引き続き担当の専門職が行う継続相談では相談間隔が空き、保護者の希望に応えられない場合も出てきています。
- 令和6年（2024年）4月から、事業者に対し、障害特性や状況に応じた合理的配慮の提供が義務付けられたことにより、特別な配慮を要するこどもを受け入れる体制の整備の一環として、巡回相談の充実が必要です。
- 支援が必要なこどもについては、そのこどもに関わる教育、児童福祉の関係機関が連携し、一貫した支援を行うことが望ましいですが、コロナ禍によって、対面での会議など事業所間の連携の機会が減少していました。今後、地域における障害児支援の質の向上や、発達が気になるこどもやその家族への支援体制強化を図る必要があります。

主な取り組み

発達に関する相談体制の充実

【概要】

こども発達相談センターでは相談支援体制の強化と業務の効率化を図るとともに、継続相談の間隔の短縮に努めます。また、合理的配慮義務化によりこれまで以上に民間事業者も発達支援児を受け入れていくことから巡回相談の充実を図ります。

【事業】

- ・ 発達相談
- ・ 保育所等への巡回相談

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
巡回相談の実施回数	169回 (R5年度)	↑	巡回相談を行う専門職の増員を図り、巡回回数を増やす等による相談の充実を図ります。

障害児支援の提供体制の充実

【概要】

児童発達支援センターを中核的な支援機関として重層的な支援体制の整備を図ります。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域にある通所支援等を受けられるよう、利用者ニーズの把握に努め、地域全体の障害児支援体制の充実に取り組みます。

【事業】

- ・ 発達状況や障害種別に応じた専門的な支援
- ・ 児童発達支援センターに対する補助
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・ 船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	6人 (R6.3)	↑	地域の実情等を考慮した配置を行い、支援体制の充実を図ります。

特別な配慮を要するこどもへの一貫した支援

【概要】

入学や進学、卒業、その後の自立等、ライフステージの移行により、支援者が変わって支援が途切れてしまわないよう、母子保健部門や教育委員会等と連携して相談体制や情報共有のあり方を検討し、切れ目のない支援を提供します。

【事業】

- ・ 一貫した支援に向けた相談体制や情報連携
- ・ ライフサポートファイルの作成

【参考指標】

指標	今後の取り組み
一貫した支援に向けた相談体制や情報連携	入学や進学、卒業、その後の自立等の移行期においても途切れることなく一貫した適切な支援を提供できるよう、関係機関と連携します。

関連する取り組み

◆ 障害児等の教育・保育環境の充実

- ・ 保育所等職員に対する研修
- ・ 放課後ルーム支援員に対する研修
- ・ 障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助
- ・ 教育・保育施設等の利用支援
- ・ 船橋市特別支援連携協議会の開催
- ・ 就学相談・教育相談
- ・ 就学相談会

◆ 障害児在宅支援の充実

- ・ 障害児を対象とした一時預かり事業
- ・ 地域生活支援サービス事業
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 障害者（児）総合相談支援事業
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 障害児福祉手当、心身障害児福祉手当

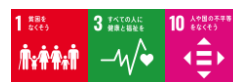
◆ 心のバリアフリーの推進

- ・ 発達障害の理解啓発を図るための講演会・研修会

基本施策

4

母子保健の充実



出産や育児の不安を抱える家庭が、安心してこどもを産み育て、こどもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。

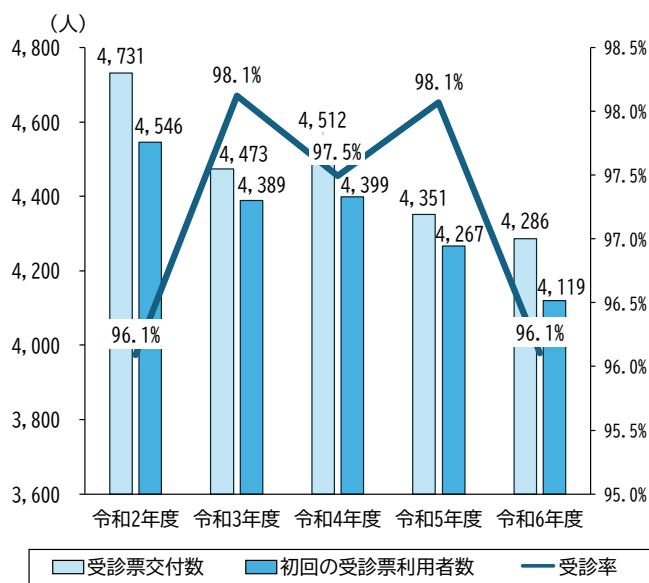
現状

妊娠期において、重要な健康診査である妊婦健康診査は母体や胎児の異常の早期発見・早期治療を図る上で大切な健康診査であるため、健康診査にかかる費用の一部助成を行っています。また、妊娠届出時の母子健康手帳の交付と併せて、保健師等が全ての妊婦と面談を行い、各種支援サービス情報等に関する妊娠・出産支援プランを作成する等の従来からの伴走型相談支援の充実をより図るため、令和5年（2023年）2月より妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円）を一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を開始しました。

保健師等が原則生後60日までの乳児がいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、不安や悩みの相談を受け、養育に関する助言を行うとともに、支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげることで、安心して子育てができるよう育児支援を行っています。

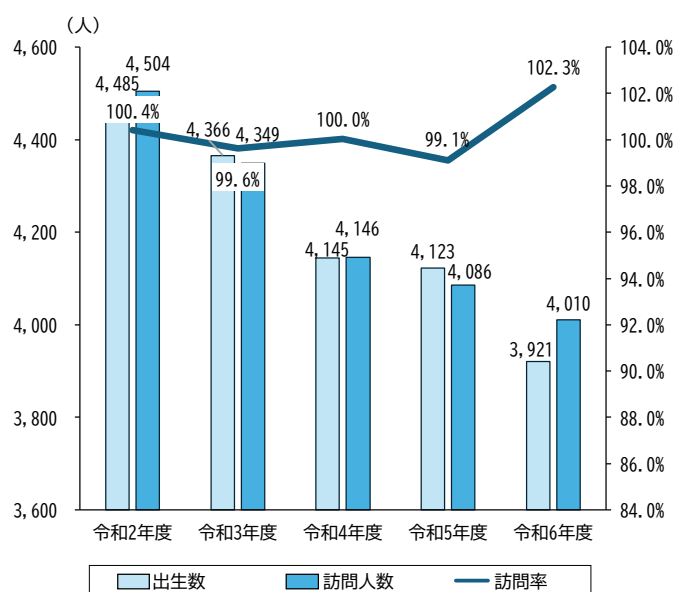
こどものむし歯の有無では、困窮層において、こどものむし歯が「ある」、又は、「あった経験がある」割合が高い状況にあります。

《妊婦健康診査事業の実績》

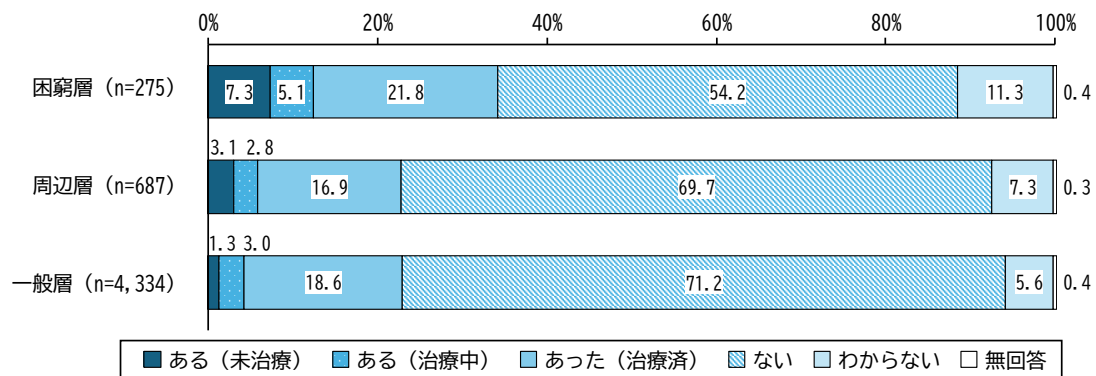


《乳児家庭全戸訪問事業

（こんにちは赤ちゃん事業）の実績》



《むし歯の有無》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 出産や育児に伴う不安や負担は、産後うつや児童虐待に繋がる可能性があります。早期に発見し支援に繋ぐためにも、妊娠期や産後間もない時期の健康診査の費用助成によって、積極的に受診を勧奨していく必要があります。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、保健師等が直接親子に面談することで、心身の状況や養育環境を把握することができます。しかし、里帰り出産や長期入院等の場合は、出産後、面談までに時間がかかる場合や、直接面談ができないケースも生じることがあります。支援が必要な親子について、里帰り先の自治体及び医療機関等と情報共有や連携する体制を整備する必要があります。
- 困窮層ほどむし歯になった経験が多いという健康の格差が認められます。

主な取り組み

妊産婦の健康診査の推進

【概要】

妊婦健康診査の受診にかかる費用を助成し受診促進を図るとともに、必要に応じ医学的検査や保健指導を実施します。

また、妊婦歯科健康診査の実施や、出産後の切れ目ない支援のため、産後おおむね2週間とおおむね1か月の時期に行われる産婦健康診査の費用を助成することにより、妊産婦の健康の保持増進と安心・安全な出産ができるよう支援します。

【事業】

- ・ 妊婦健康診査
- ・ 妊婦歯科健康診査
- ・ 産婦健康診査

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
妊婦健康診査	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等128ページ参照)		

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

【概要】

妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面談や、妊産婦、乳幼児の各種健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により、支援の必要な妊産婦の情報を把握し、妊婦訪問指導等、個々の状況に応じた継続支援を実施します。

また、関係機関と連携した対応や、情報共有によって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を更に推進します。

【事業】

- ・ 妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面談
- ・ 妊婦訪問指導等
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 産後ケア事業
- ・ **家事・育児支援サービス事業**
- ・ 1歳6か月児健康診査事後フォロー教室
- ・ 利用者支援事業（こども家庭センター型：子育て世代包括支援センター（こども家庭センターに移行後はこども家庭センター））
- ・ 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
- ・ 助産事業
- ・ 初回産科受診料の助成

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等114ページ参照)		
利用者支援事業 (こども家庭センター型：子育て世代包括支援センター（こども家庭センターに移行後はこども家庭センター）)	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等106～107ページ参照)		
産後ケア事業の提供体制の整備	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等131ページ参照)		
妊婦等包括相談支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等131ページ参照)		

関連する取り組み

◆ 乳幼児等の健康診査等の推進

- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 各種予防接種事業

◆ 母子健康相談の充実

- ・ 各保健センターでの窓口相談
- ・ 4か月児健康相談
- ・ 地区健康相談
- ・ 不妊・不育専門相談

◆ 母子健康教育の推進

- ・ パパ・ママ教室
- ・ 健康講座、地区健康教育

◆ 食育の推進

- ・ 保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座（離乳食（3回食）と歯みがきの教室）
- ・ 保育所等における「食を楽しむ」環境づくり、食の体験

◆ 歯科保健の推進

- ・ 乳幼児歯科保健指導、歯科健康診査
- ・ 2歳6か月児歯科健康診査（フッ化物塗布）
- ・ 小学校におけるフッ化物洗口事業

基本施策

5

親子のふれあいの場づくり



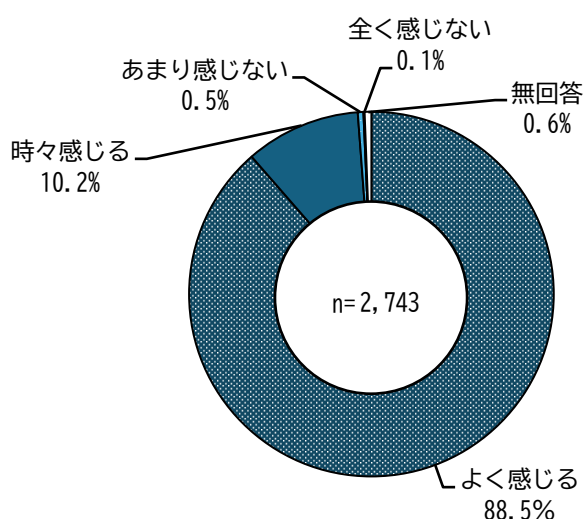
子育て関連施設や、こどもの遊ぶ公園などは、親子のふれあいの場になっています。

子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。

現状

保護者が子育てをする上で感じることにに関する設問の中で、「こどもがいると家庭が明るくなる」について、「よく感じる」と「時々感じる」とを合わせた割合は約98.7%となっており、親子のふれあいが子育てのやすらぎにつながるということがうかがえます。

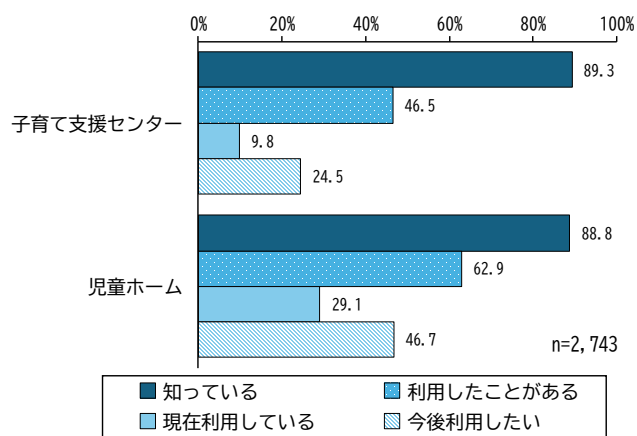
《「こどもがいると家庭が明るくなる」(就学前児童保護者)》



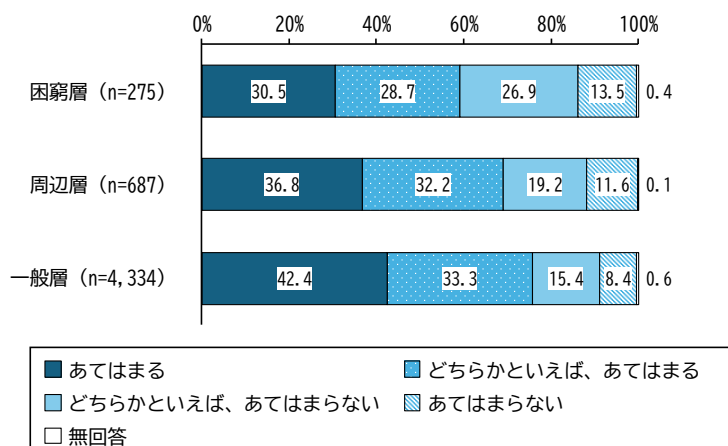
資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

地域子育て支援拠点として、子育て支援センター（2か所）及び児童ホーム（21か所）を設置し親子で遊ぶことのできる場を提供するとともに、保護者同士の交流機会の提供を行っています。

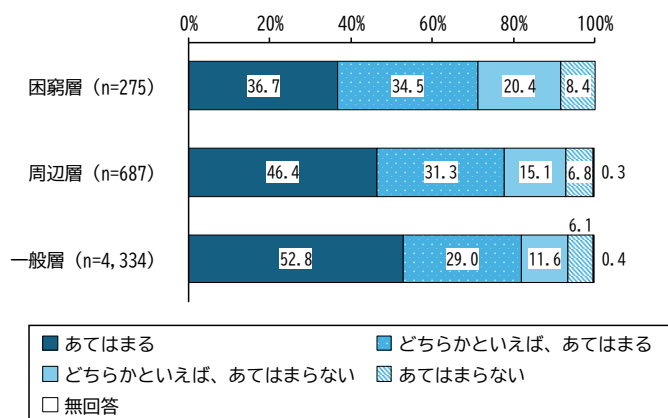
《子育て支援事業の利用状況・希望
(就学前児童保護者)》



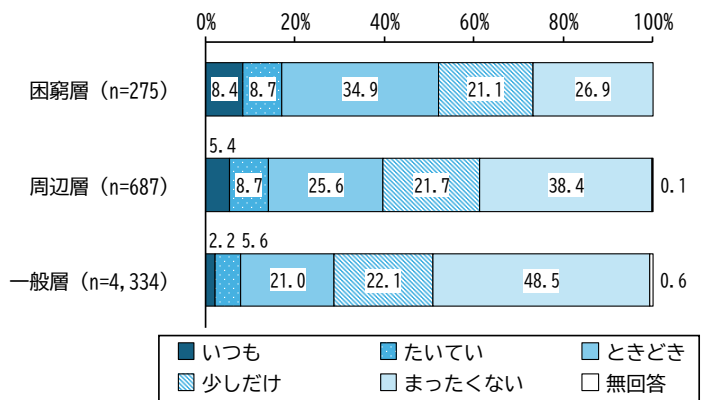
《お子さんに読み聞かせ（読書をすすめる）
をしている》



《こどもと一緒に遊ぶ》



《過去一か月間で神経過敏に感じた》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 就学前児童保護者について、子育て支援センター、児童ホームともに約9割の方が知っているという回答していますが、利用状況については、子育て支援センターが5割弱、児童ホームが6割と認知度よりも下回る利用状況となっています。また、母子健康手帳交付者に対するアンケートによると、妊娠期に子育て支援センター及び児童ホームの存在自体を知らない世帯も多い状況にあります。
- 困窮層では、親子のかかわりを持つことが少ない傾向にあり、保護者の心理的ストレスも高い傾向にあります。

主な取り組み

地域子育て支援拠点機能の充実

【概要】

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム等）を広く市民に周知し、活用してもらえるよう積極的な広報・啓発活動に努めます。

また、計画的な改修等による施設の機能強化及び環境改善を検討していきます。

【事業】

- ・ 地域子育て支援拠点事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
地域子育て支援拠点事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等116～117ページ参照)		

関連する取り組み

◆ 親子のかかわり促進のための支援

- ・ 保育所等における地域子育て支援事業（園庭開放、育児講座、育児相談）
- ・ 子育てサロン
- ・ ブックスタート事業
- ・ 家庭訪問指導
- ・ 就学時健診時における子育て学習事業
- ・ 家庭教育相談事業
- ・ 家庭教育セミナー

令和6年（2024年）3月に保護者の皆様へインタビューを実施しましたので、主な意見を紹介します。

船橋市の子育て環境について



子育てサロンのような親子が集えるイベントがあるのでありがたい。このような場がなければ知り合えなかったママ友もできた。

子育て支援センターでは、専門職にすぐ相談・解決することができ、助かる。（離乳食のことを栄養士に相談するなど）



公園が多い。また、遊具も新しくなった。

子育て支援センターや児童館が多く、バスや電車で行ける範囲にあるのでよい。職員も優しく声をかけてくれる。



今後利用したい子育て関連施設について



自宅近くの施設が一番利用しやすい。特に施設にこだわるというより、利便性を重視する。

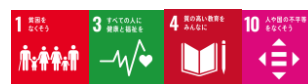
施設を選ぶときに重視したのは、教育面、家からの距離、給食の回数、見学した際の印象。



基本施策

6

多様な子育て支援サービスの充実



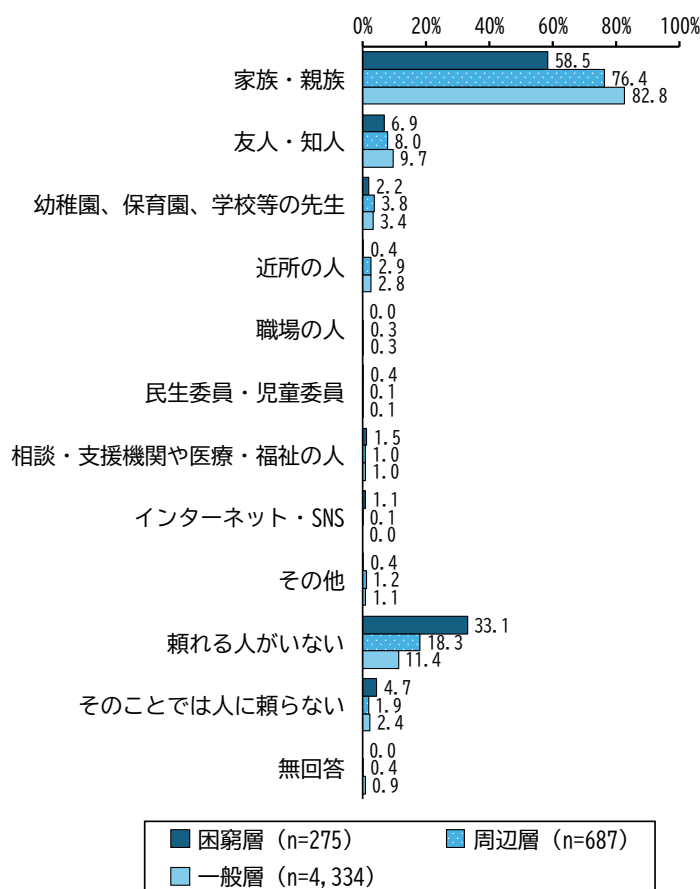
保護者の子育ての負担を軽減するため、延長保育、一時預かり、病児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図り、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

現状

こどもの病気や保護者の用事などの緊急時に頼れる人がいないと感じる割合が一定程度あり、一時預かりなどの子育て支援サービスを利用している割合は低いものの、利用を希望する割合は依然として高い傾向にあります。

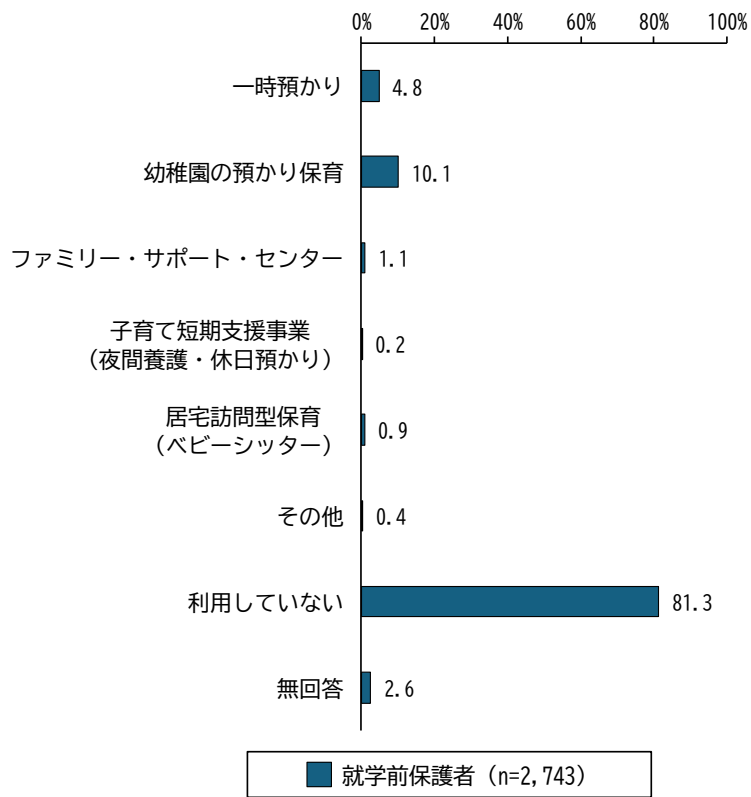
市では、多様な子育て支援のニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育等、多様な子育て支援サービスを充実させることにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備しています。

《こどもの病気やご自身の用事などの緊急時に
こどもをみてもらえる人》

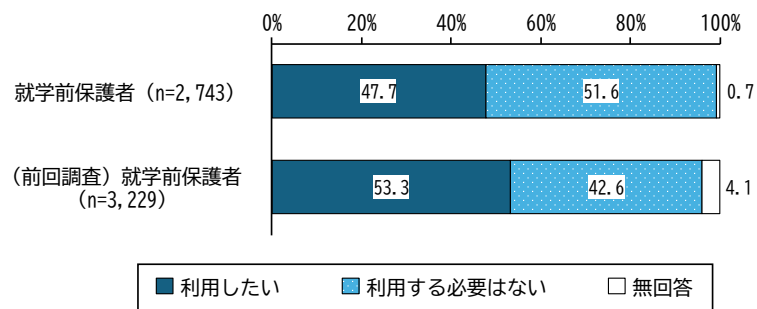


資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《一時預かりなどの利用状況》



《一時預かりなどの利用希望》



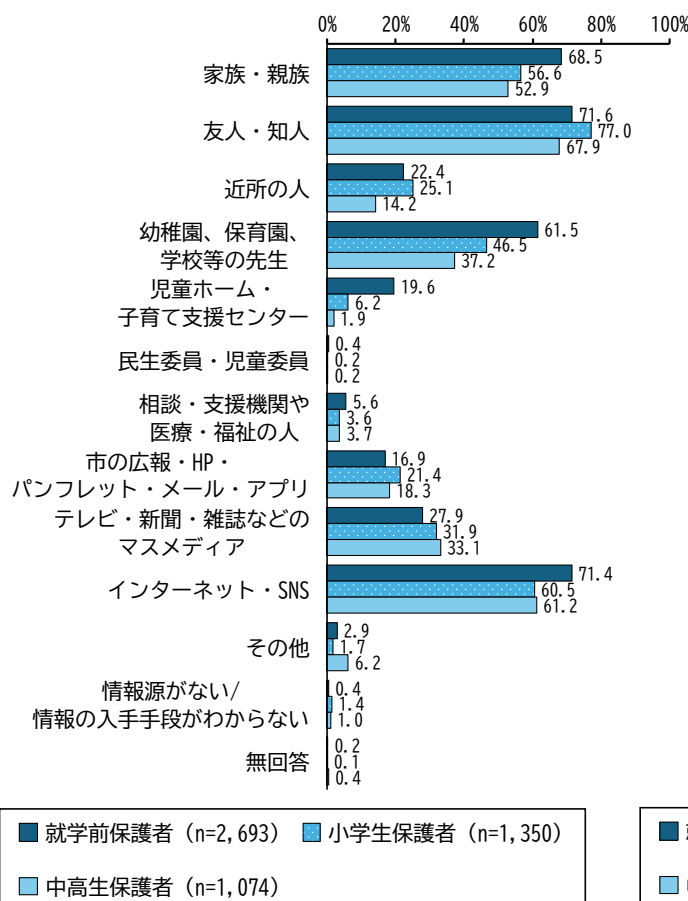
資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

子育ての情報源として、家族や友人などの身近な人のほか、インターネット・SNSの割合が高くなっている中で、地域の遊び場や不安・悩みを相談できる場所としての役割を担う地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）や、子育て世代包括支援センター（ふなここ）のほか、保健センター、総合教育センター等に相談窓口を設置しています。

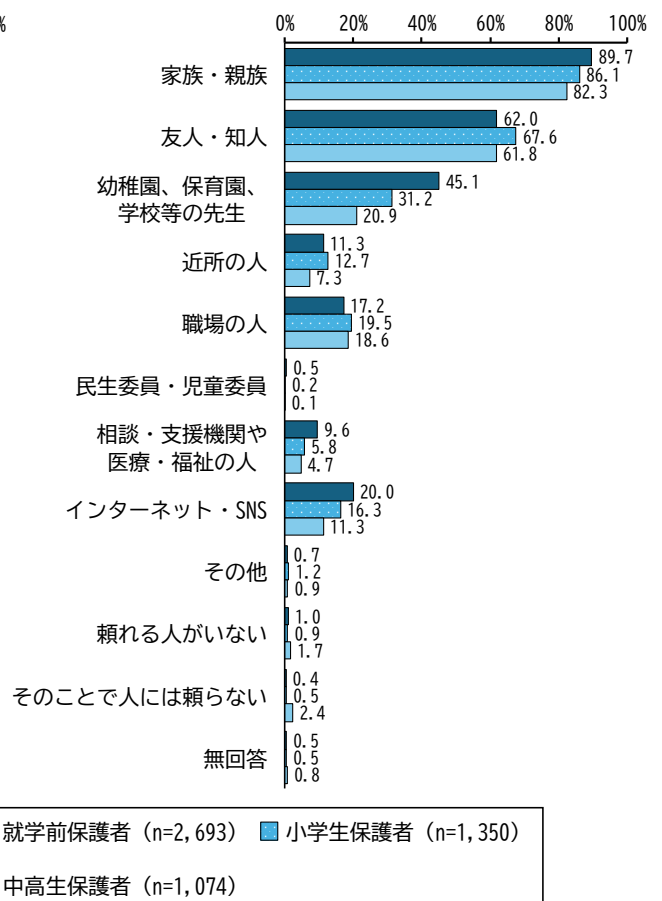
困窮層においては、その他の層に比べて子育てに関する相談相手が身近にいないと答える割合が高い傾向にあります。

また、子育て情報誌「ふなばし子育てナビゲーション」、子育て支援情報メール配信サービス「ふなっ子メール」、子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」、子育て応援・情報アプリ「ふなっこアプリ」など、多様な媒体による情報提供を行っており、それぞれ一定のニーズがあります。

《子育てや教育の情報源》

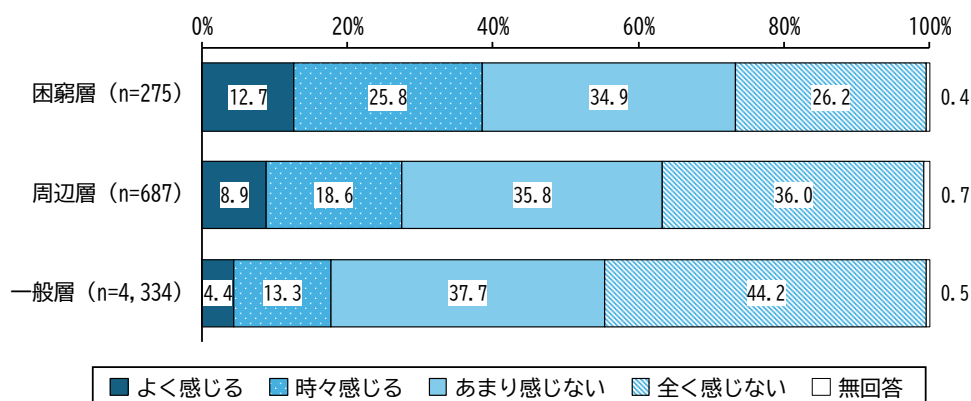


《子育てに関する相談先》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいない》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 就労や日常生活上の突発的な事情、こどもの病気などで集団保育ができないなど、多様な事情による保護者の育児の負担や育児疲れ等による心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要です。
- 実施事業の内容や利用上の手続き等の周知を行い、保護者が事業を活用しやすくする必要があります。
- インターネット・SNSの普及により、多くの情報が得られるようになりましたが、一方で情報過多となることもあり、偏った情報により不安が増したり、知るべき情報を見つけにくくなったりする場合があります。
- 様々な媒体で情報提供を行っていますが、閲覧者数・利用者数を増やす方法や、日本語を母国語としない方への配慮など、より効果的な周知方法の検討が必要です。また、保護者が抱える様々な問題に対し、適切な支援を行う必要があります。
- 相談業務は、職員個人の知識と経験値に頼るところが大きいため、今後、より包括的な支援を行う際の子育て支援コーディネーター等の役割と力量が求められます。

主な取り組み

多様な子育て支援サービスの充実

【概要】

多様な子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

【事業】

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 休日保育事業
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
延長保育事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等108～109ページ参照)		
一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等118～123ページ参照)		
ファミリー・サポート・センター事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等127ページ参照)		
子育て短期支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等113ページ参照)		
病児保育事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等124～126ページ参照)		
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等132ページ参照)		

利用者支援事業の充実

【概要】

子育て支援センターと地域子育て支援課窓口では、保育士等の資格を持つ職員（子育て支援コーディネーター）が、子育て世帯の不安・悩みの相談や子育てのアドバイス、情報提供を行い、必要に応じ専門機関へ紹介するとともに、自宅等への訪問にも応じます。

また、保育入園課窓口に保育コンシェルジュを配置し、保育所、認定こども園、幼稚園などの情報提供や利用に向けての支援、相談等を行います。

このほか、児童ホームなどの既存施設を活用し、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる、地域子育て相談機関の実施を推進します。

【事業】

- ・ 利用者支援事業（基本型：子育て支援コーディネーター）
- ・ 利用者支援事業（地域子育て相談機関）
- ・ 利用者支援事業（特定型：保育コンシェルジュ）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
利用者支援事業（基本型）	地域子ども・子育て支援事業 （第3期計画等106～107ページ参照）		
利用者支援事業 （地域子育て相談機関）	地域子ども・子育て支援事業 （第3期計画等106～107ページ参照）		
利用者支援事業（特定型）	地域子ども・子育て支援事業 （第3期計画等106～107ページ参照）		

相談体制の整備・充実

【概要】

悩みごと、困りごとを抱えるこどもや家庭に必要な支援につなげるため、ホームページやアプリを活用し、情報提供・相談体制を強化します。また、家庭の状況にあった情報交換の場の提供を行います。

【事業】

- ・ こども家庭センター設置による相談体制の強化
- ・ 教育相談
- ・ 民生委員・児童委員による相談支援
- ・ SNS相談@船橋
- ・ 青少年の問題行動に関する相談
- ・ 帰国・外国人児童生徒の教育に関する相談

【参考指標】

指標	今後の取り組み
こども家庭センター設置による相談体制の強化	家庭に関する不安等の解消のほか、適切な支援につなげるための相談体制の強化を図ります。

関連する取り組み

◆ 情報誌やホームページによる情報提供

- ・ ふなばし子育てナビゲーション（子育て情報誌）
- ・ ふなっこナビ（子育て応援・情報サイト）
- ・ ふなっ子メール（子育て支援情報メール配信サービス）
- ・ ふなっこアプリ（子育て応援・情報アプリ）

◆ 育児相談の充実

- ・ 子育て支援センターでの子育て支援コーディネーター、小児科医による相談
- ・ 児童ホームでの保育士等による相談

基本施策

7

ひとり親家庭等の自立支援の推進



ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割を一人で担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。

ひとり親家庭等の支援に関しては、「第1次～第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」から継承した5つの重点施策を設定し、各施策の推進を図ります。

- 1 相談機能の強化・情報提供の充実
- 2 子育て・生活支援の充実
- 3 就業支援の強化
- 4 養育費確保等の推進
- 5 経済的支援の推進

現状

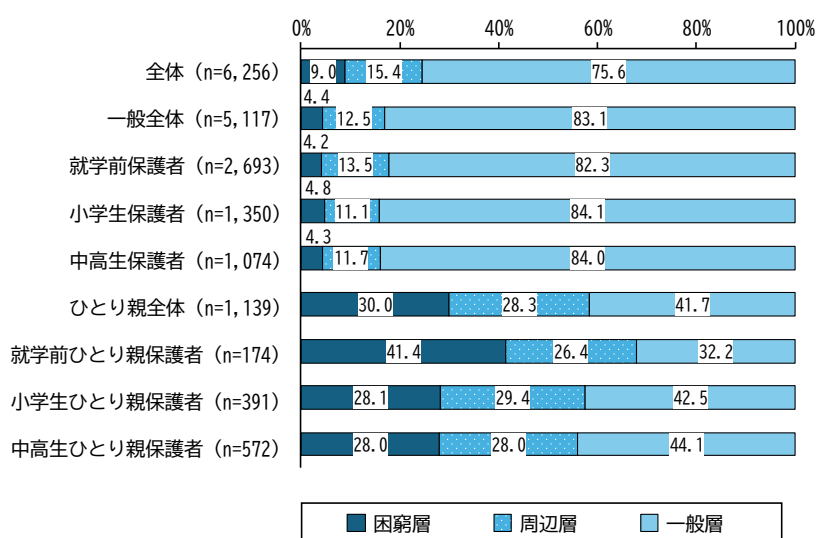
ひとり親家庭は一般世帯と比較し、困窮層及び周辺層の割合が高い傾向にあります。

ひとり親家庭は一般世帯と比較し、悩みや困りごとが多岐にわたっている傾向にあります。

また、ひとり親家庭は手取り収入の少ない世帯が多く、生活のための経済的支援を必要としている世帯の割合が多くなっています。また、就労していない理由では、こどもの世話をしてくれる人がいない他、病気や障害などが挙げられます。

養育費については、4割以上の世帯で「受けたことがない」状況であり、また親子交流については、「親子交流を行ったことがない」世帯の割合も多くなっています。

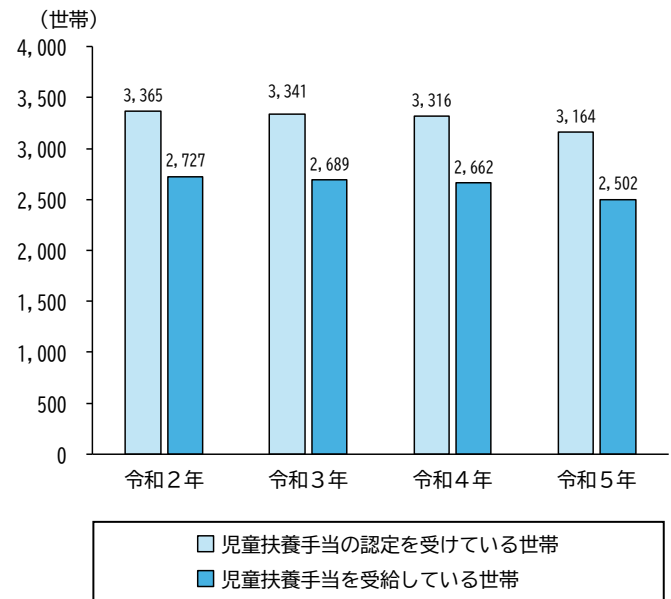
《生活困難度指標に基づく分類の割合》



※ひとり親保護者とは、ひとり親手当（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・遺児手当）の認定を受けている保護者を指す。

資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《児童扶養手当の認定を受けている世帯及び受給している世帯（船橋市）》

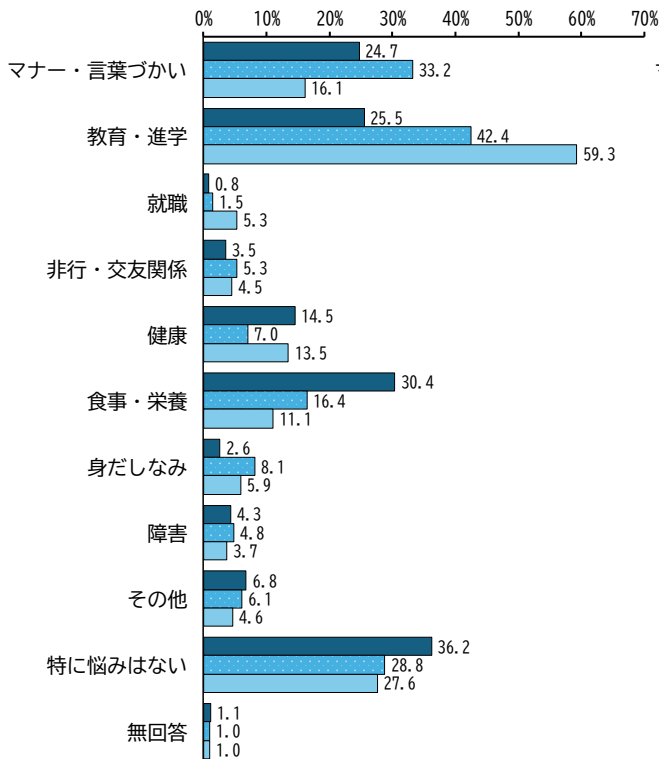


(各年4月1日現在)

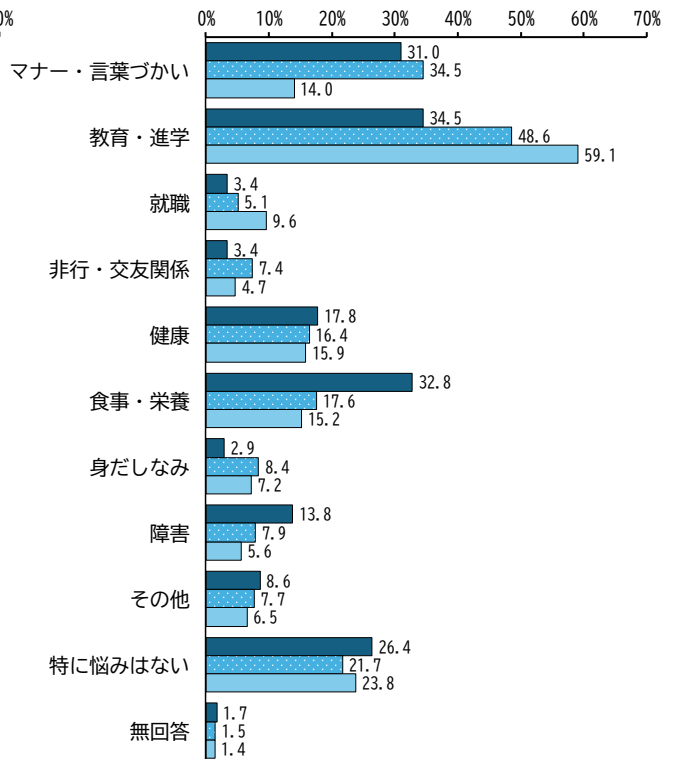
《お子さんに関して悩んでいること・困っていること》

一般

ひとり親



■ 就学前保護者 (n=2,693) ■ 小学生保護者 (n=1,350)
■ 中学生保護者 (n=1,074)



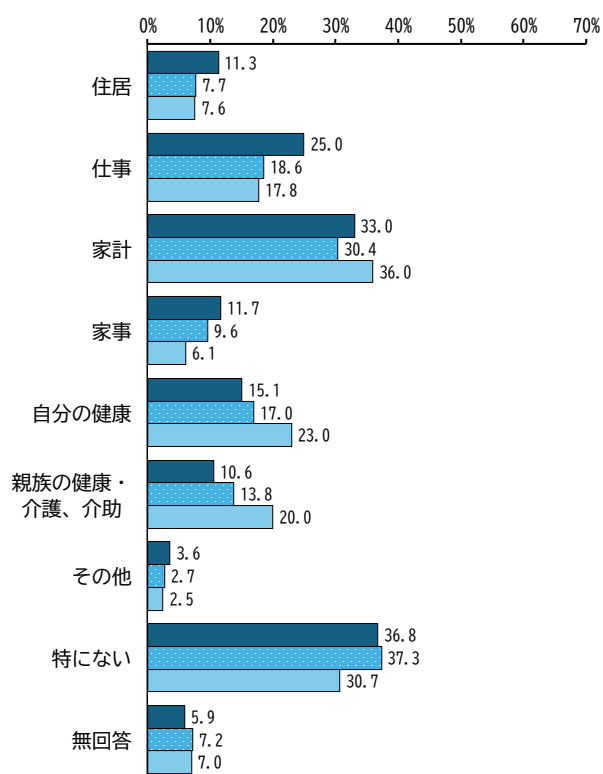
■ 就学前ひとり親保護者 (n=174) ■ 小学生ひとり親保護者 (n=391)
■ 中学生ひとり親保護者 (n=572)

資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

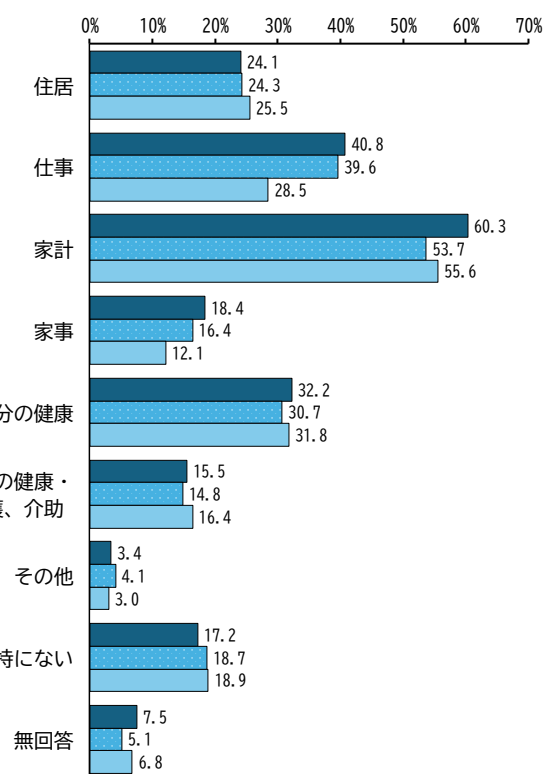
《その他の悩みなど》

一般

ひとり親



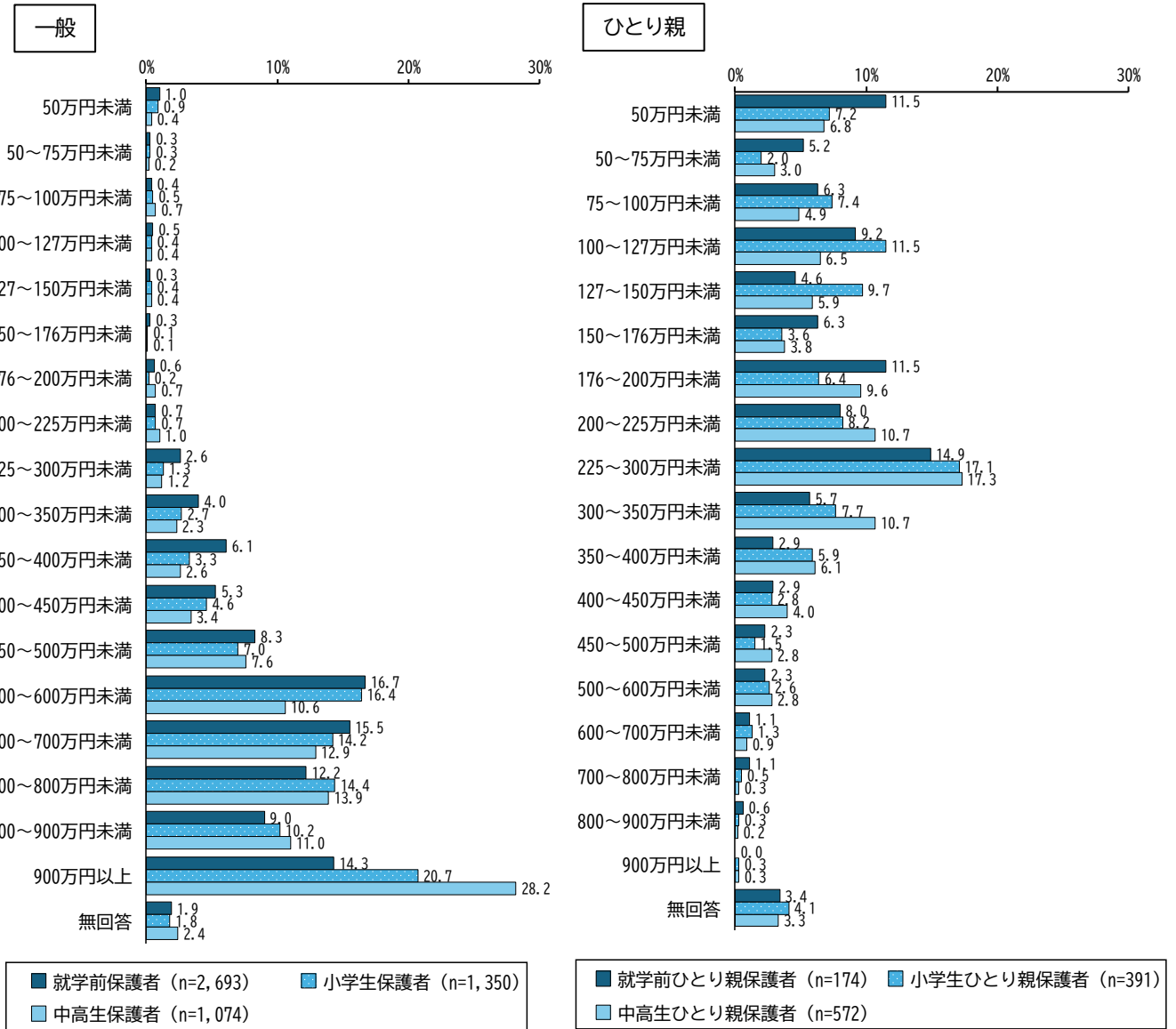
■ 就学前保護者 (n=2,693) ■ 小学生保護者 (n=1,350)
■ 中高生保護者 (n=1,074)



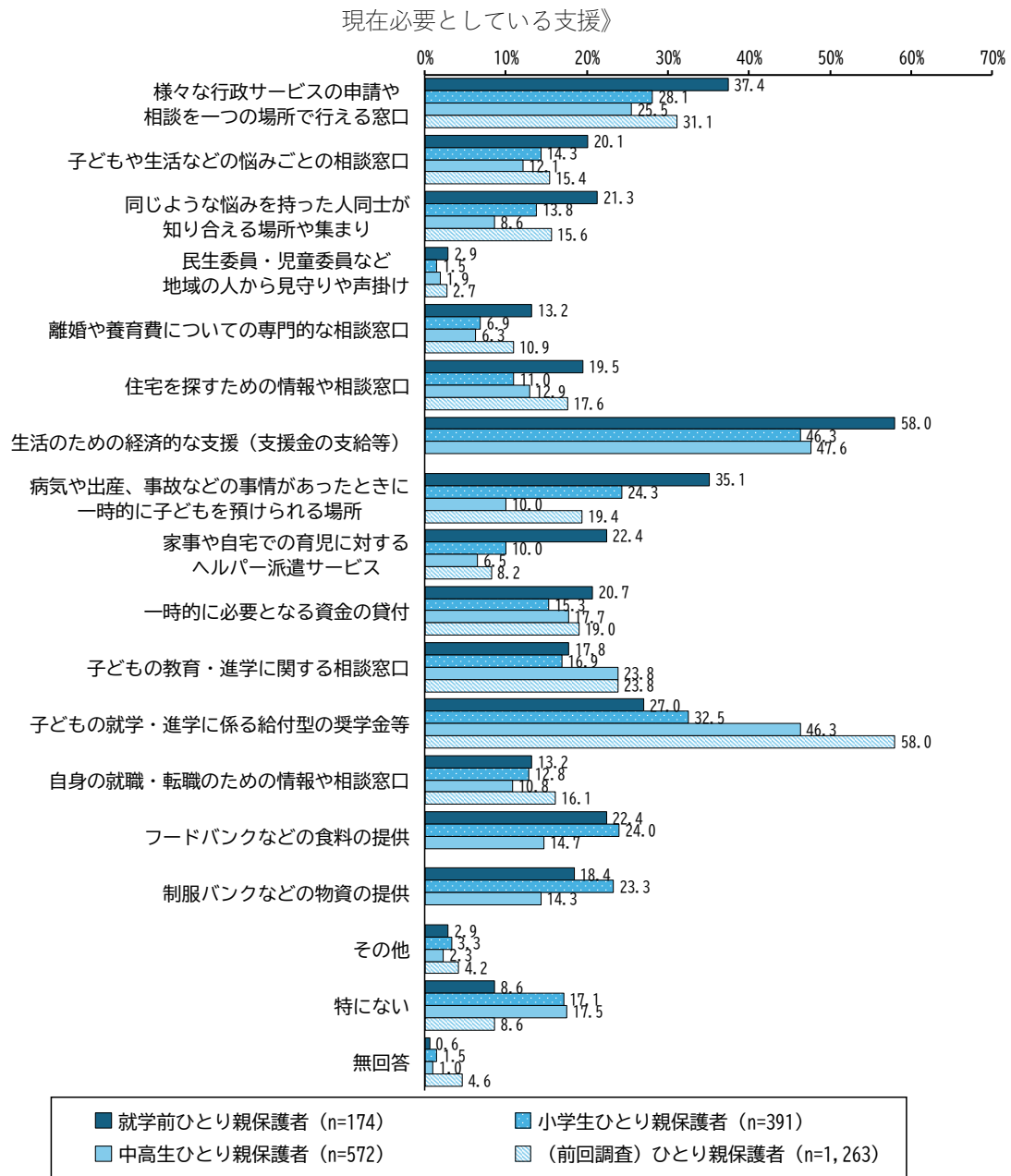
■ 就学前ひとり親保護者 (n=174) ■ 小学生ひとり親保護者 (n=391)
■ 中高生ひとり親保護者 (n=572)

資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《昨年1年間の手取り年収》

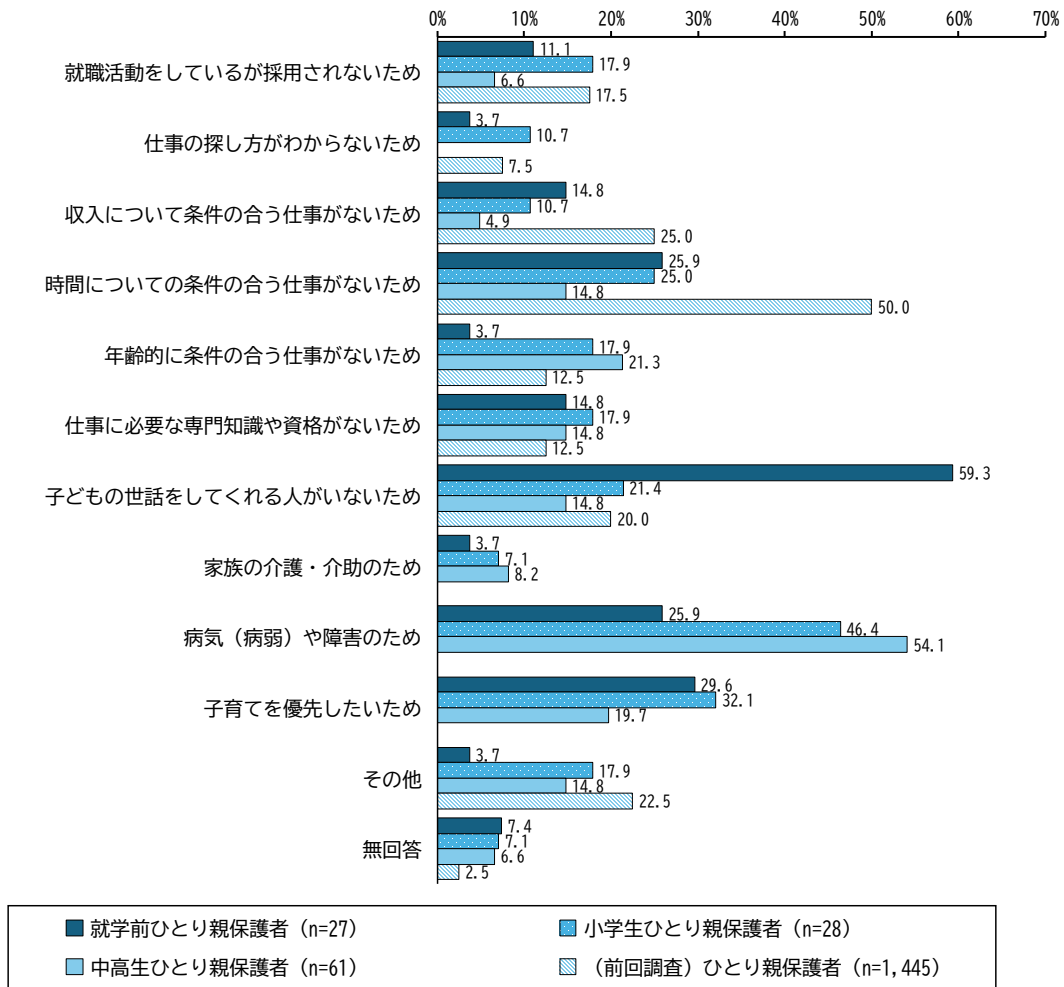


資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

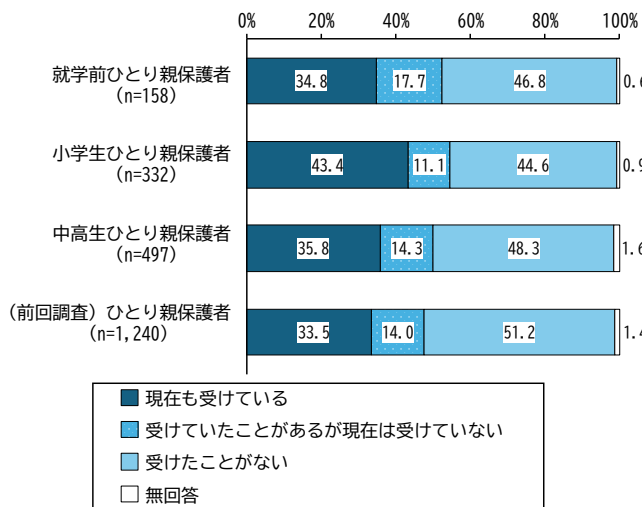


資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

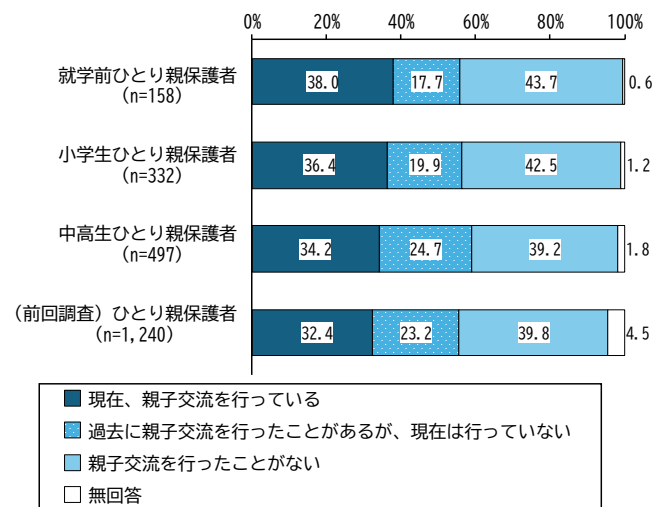
《働いていない（働けない）理由》



《養育費の受給状況》



《親子交流の実施状況》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ひとり親家庭等の抱える課題が育児、就労、経済面など幅広いことから、きめ細かく対応する必要があります。これらに適切に対応できる母子・父子自立支援員の資質向上をはじめとする、ひとり親家庭等や離婚前で支援が必要な方への相談機能の強化と充実が求められます。
- 就労、家事、子育てを一人で担うこととなるひとり親家庭の負担の軽減につながるよう、多様な保育サービス、家事援助等及び住宅確保のための支援を引き続き提供する必要があります。
- ひとり親家庭等の父及び母のビジネススキルの向上や、より条件の合う仕事への就職、転職、安定した収入を得られる就業につなげる支援をしていく必要があります。また、就業促進につながる知識や技能の習得について、今後もニーズを把握し、事業内容や周知方法について検討する必要があります。
- 養育費の取り決めや受け取りをしている割合、並びに親子交流の取り決めや実施をしている割合が低い現状にあります。
- 現在の民法では、離婚後の親権は、父又は母のどちらか一方を指定するという「単独親権」に限られていますが、「単独親権」に加えて父母の双方を親権者と定める「共同親権」も選択できる「民法等の一部を改正する法律」が令和6年（2024年）5月に公布され、公布から2年以内に施行される予定です。国は施行に向けて、関係する府省庁の連絡会議を設け、具体的な体制整備などを検討しています。「共同親権」にかかる国の動向を踏まえ、必要とされる支援を検討していきます。
- ひとり親家庭においては、手取り収入が少ない割合が多く、生活の安定、向上及び福祉の増進に資するための経済的支援が求められます。
- ひとり親家庭等の自立を図るため、また、離婚前で支援が必要な方へ多様な支援制度等の情報が行き渡るよう、的確な情報提供及び周知を行う必要があります。

主な取り組み

相談機能の強化・情報提供の充実

【概要】

ひとり親家庭等に対する支援策について、母子・父子自立支援員による情報提供やリーフレットの配布等による周知を推進するとともに、相談に応じる母子・父子自立支援員の資質向上を図ります。

【事業】

- ・ 母子・父子自立支援員による相談
- ・ リーフレットの作成、配布
- ・ SNSでの情報の周知

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
母子・父子自立支援員による相談数	8,113回 (R5年度)	—	各種研修会等に参加するなど、母子・父子自立支援員の資質向上に努め、相談者が悩み事を解消できるよう他機関とも連携し、相談支援の充実を図ります。

【その他の関連する施策】

- ・ 法律や生活に関する相談
- ・ 生活困窮者家計改善支援事業

子育て・生活支援の充実

【概要】

教育・保育施設等の利用支援、中学生などを対象とした学習支援やホームヘルプサービスの実施等の子育て・生活支援を推進します。

【事業】

- ・ 教育・保育施設等の利用支援（保育所等の入所時における利用調整の配慮）
- ・ 放課後ルームへの入所の推進（放課後ルームの入所時における利用調整の配慮）
- ・ 子育て短期支援事業の実施（利用料の減免）（基本施策8参照）
- ・ 学習支援事業、高校生キャリア支援事業（基本施策2参照）
- ・ 母子生活支援施設
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免（基本施策8参照）
- ・ ホームヘルプサービスの推進
- ・ 生活向上事業の開催（家計管理・育児等に関するセミナー、ひとり親家庭向けデイキャンプ（親子デイキャンプ）等）
- ・ 市営住宅入居申込におけるひとり親の申込区分の設置
- ・ 家賃債務保証支援事業（基本施策8参照）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ホームヘルパーの派遣件数	5件 (R5年度)	↑	より使いやすいサービスとなるよう利用要件や支援内容を検討します。
生活向上事業の開催 セミナー・情報交換会の参加者数 デイキャンプの参加者数	セミナー・情報交換会：28人 キャンプ：23人 (R5年度)	↑	対象者により多く参加してもらえるよう、ニーズに合った事業内容や周知方法を検討します。
市営住宅優先入居枠 ひとり親家庭入居数	優先枠8戸 入居7世帯 (R5年度)	→	引き続き市営住宅の優先入居枠を確保し、ひとり親家庭の入居を支援します。
家賃債務保証支援事業助成件数	7件（内ひとり親家庭2件） (R5年度)	－	引き続き家賃債務保証料を助成することで、民間賃貸住宅への入居を支援します。

【その他の関連する施策（基本施策6及び2参照）】

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 休日保育事業
- ・ スクールカウンセラー事業
- ・ スクールソーシャルワーカー事業

就業支援の強化

【概要】

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、就職支援講習会等の開催や資格取得・技能習得の支援を行うなど、就業支援の充実を図ります。

【事業】

- ・ **ひとり親家庭等就業・自立支援事業**
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ・ 自立支援プログラム策定事業
- ・ ハローワーク等との連携強化

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
パソコン技能習得講習や資格取得講習、就職準備・離転職セミナーの参加者数	パソコン：47人 資格取得講習：17人 セミナー：62人 (R5年度)	↑	対象者により多く参加してもらえるよう、ニーズに合った講習内容や周知方法を検討します。
自立支援プログラム策定数・就職者数	策定数：33人 就職者数：31人 (R5年度)	↑	事業を周知するとともに対象者へのきめ細やかで継続的な支援を行い、就業支援の充実を図ります。

【その他の関連する施策】

- ・ 生活困窮者自立相談支援事業
- ・ 生活困窮者住居確保給付金の支給（基本施策8参照）
- ・ 生活困窮者就労準備支援事業
- ・ 雇用に関する情報提供

養育費確保等の推進

【概要】

ひとり親家庭等や離婚を考える父母等が養育費や親子交流に関する情報を把握し、適切に対応することができるよう、弁護士等による相談や啓発活動を推進するとともに、養育費の取得や親子交流の実施につながるよう各種施策を実施します。

【事業】

- ・ 養育費相談の推進（弁護士による相談）
- ・ 養育費・親子交流セミナー
- ・ 養育費確保のための同行支援
- ・ 養育費に関する公正証書等作成費補助
- ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）手数料補助
- ・ 養育費保証料補助
- ・ 親子交流支援事業利用補助
- ・ 広報・啓発活動の推進

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
養育費に係る法律相談件数	61件 (R5年度)	—	必要な方が利用できるよう周知に努めます。

経済的支援の推進

【概要】

経済的に困難な状況にいるひとり親家庭等に対して自立や生活の向上のための経済的基盤づくりに寄与することを目的として、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付業務の推進、など経済的支援を実施します。

【事業】

- ・ 児童扶養手当
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ・ ひとり親家庭等医療費助成
- ・ 遺児手当

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
児童扶養手当の受給世帯数	2,502世帯 (R5.4.1)	—	新たにひとり親家庭になった方や、制度改正により新たに対象となる方も円滑に手続きができるよう周知に努めます。
母子父子寡婦福祉資金貸付の貸付数	19件 (R5年度)	↑	様々な貸付の内容を分かりやすく市民に周知できるよう、周知方法の工夫に努めます。

【その他の関連する施策（基本施策8参照）】

- 各種検診費用の免除
- 駐輪場利用料金の免除
- 保育料の軽減
- 就学援助
- 生活保護
- 大学等受験料・模擬試験受験料支援事業

基本施策

8

経済的支援の実施

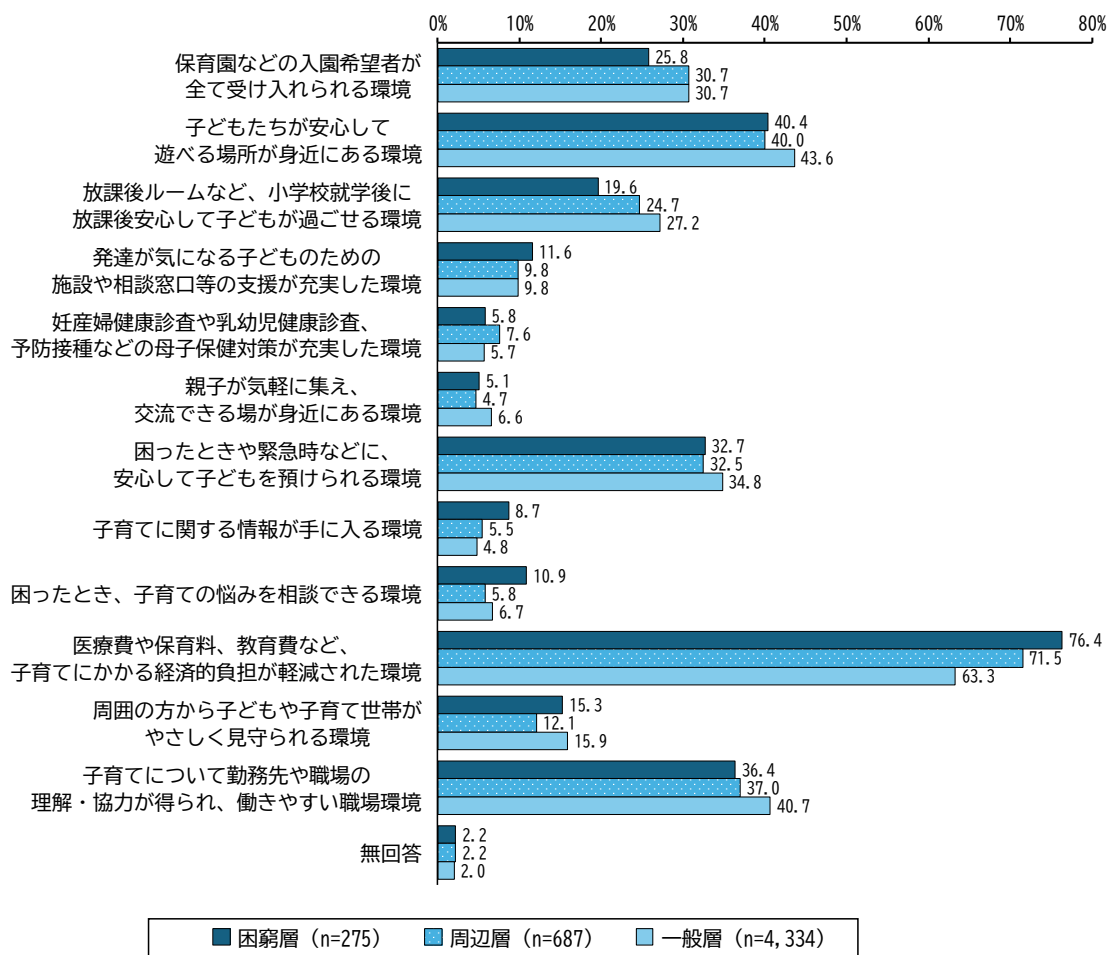


児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。

現状

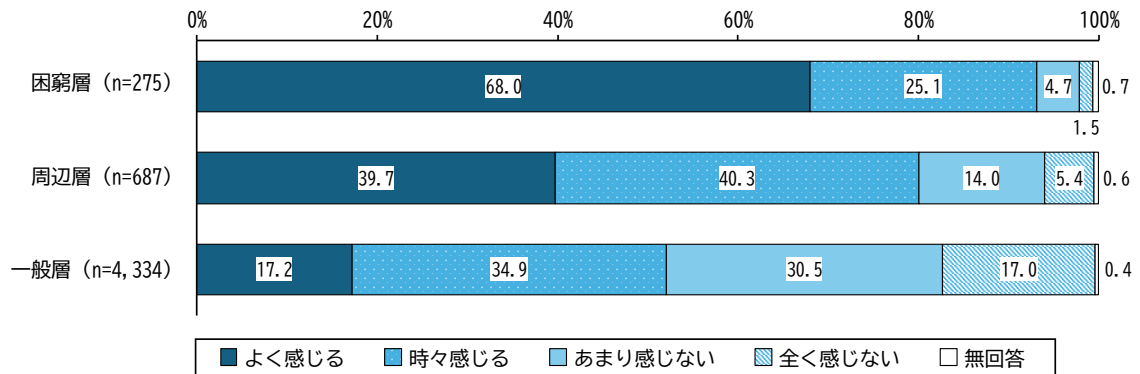
子育てにかかる経済的負担の軽減が強く望まれており、特に困窮層ほど負担に感じる割合が高い傾向にあります。

《子育てがしやすくなると思う環境》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《子育てや教育にかかる出費がかさみ、費用面で厳しい》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童を養育している保護者への児童手当の支給と子ども医療に要する費用の全部又は一部を助成する子ども医療費助成事業を実施しています。

《児童手当支給状況》

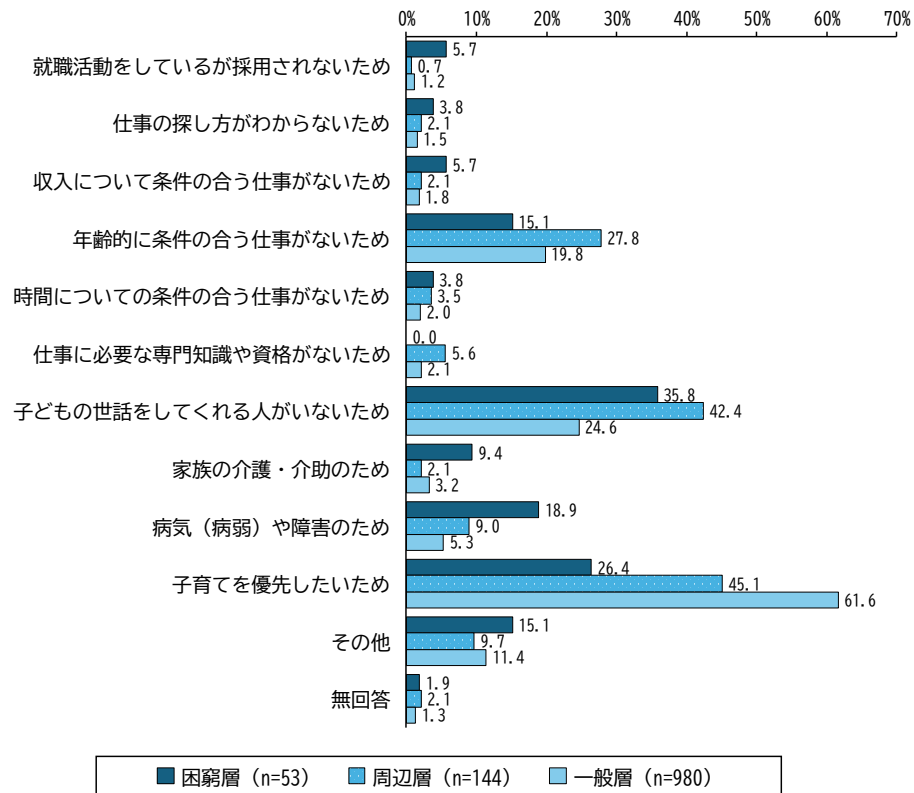
	延べ人数（人）	支給額（千円）
R2 年度	939,905	9,654,210
R3 年度	924,489	9,474,615
R4 年度	868,417	9,069,275
R5 年度	820,994	8,639,380
R6 年度	880,097	9,915,355

《子ども医療費助成状況》

	延べ助成件数（件）	助成総額（千円）
R2 年度	943,636	1,789,517
R3 年度	1,061,362	2,085,041
R4 年度	1,106,189	2,111,597
R5 年度	1,413,997	2,779,209
R6 年度	1,516,053	3,037,557

困窮層の家庭では病気や障害のため、こどもの世話をしてくれる人がいないため、家族の介護・介助のため、といった理由で就労していない人が多く見られます。

《母親の就労していない理由》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 児童手当や医療費助成を受けるには申請が必要となるため、出生届や住民票の異動届を受理する戸籍住民課との連携や、広報・市ホームページ・SNSなどでの情報提供を行い、申請していない方がないよう周知に努める必要があります。
- 困窮層は、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」として働く親の割合が高く、子育てや教育に係る費用負担がより重く、大きな負担となっていると考えられることから、子育てに伴う経済的負担の軽減策を講じる必要があります。
- 困窮層では、病気や障害を含む家庭内の問題等により就労できていない割合も多いことから、適切なサービスの利用につなげ、就労できる環境づくりを行う等の支援が必要です。

主な取り組み

経済的自立への支援

【概要】

安定した収入の確保ができていない家庭に対し、相談や就労支援等、経済的自立へ向けた支援を実施します。

【事業】

- ・ 生活困窮者自立支援制度の推進
- ・ ふなばし地域若者サポートステーション事業
- ・ 就労の支援等に関する講座の開催

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
生活困窮者自立支援計画作成件数	103件 (R5年度)	↑	困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。

低所得者への経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）

【概要】

低所得の子育て家庭が、経済的な理由から必要な保健医療サービスや教育等を受けることを諦めることがないように、利用料の減免や免除、給付金等の経済的支援の充実を図るとともに、情報提供と周知を徹底し、利用を促進します。

【事業】

- ・ ファミリー・サポート・センター事業の実施（利用料の減免）
- ・ 子育て短期支援事業の実施（利用料の減免）
- ・ 各種検診費用の免除
- ・ 駐輪場利用料金の免除
- ・ 保育料の軽減
- ・ 児童育成料（放課後ルーム利用料）の減免
- ・ 就学援助（学用品費等）
- ・ 特別支援教育就学奨励費
- ・ 奨学金貸付
- ・ 国民健康保険料、国民年金保険料の減免
- ・ 生活保護
- ・ 大学等受験料・模擬試験受験料支援事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免件数	ひとり親家庭 1,310件 生活保護受給世帯 81件 (R5年度)	—	低所得世帯に対する負担軽減のため、引き続き利用料の減免を行います。

住宅の確保支援

【概要】

安心して生活するために、生活の基盤となる住宅の確保のための支援を実施します。

【事業】

- ・ 市営住宅
- ・ 家賃低廉化住宅
- ・ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
- ・ 生活困窮者住居確保給付金の支給
- ・ 生活困窮者居住支援事業
- ・ 家賃債務保証支援事業
- ・ 結婚新生活支援事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
生活困窮者住居確保給付金の新規支給決定件数	37件 (R5年度)	↑	改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、令和7年4月から家賃が低廉な住宅への転居費用を新たに支援します。

関連する取り組み

◆ 経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）

【事業】

- ・ 児童手当
- ・ 子ども医療費助成事業
- ・ 認可外保育施設通園児に対する補助
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（第3期計画等129ページ参照）
- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本施策

9

子育てを支援する 地域社会づくり



地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもを健やかに育むことができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。

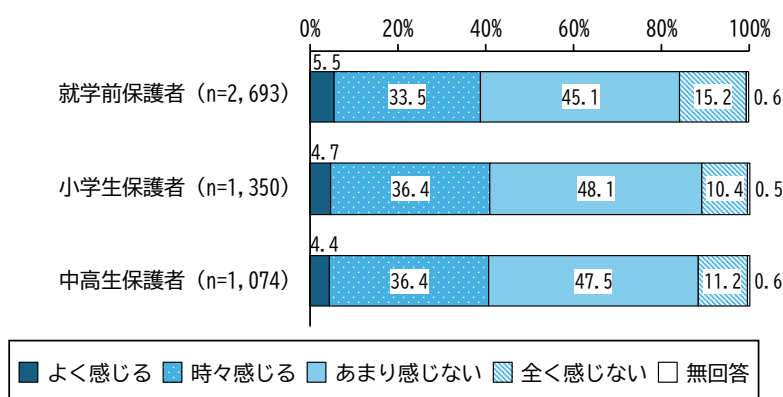
現状

「船橋市は子育てにやさしいまちである」と感じる割合は4割程度で、社会的に孤立感を感じている保護者が一定数います。困窮層においては特にその割合が高い傾向にあります。

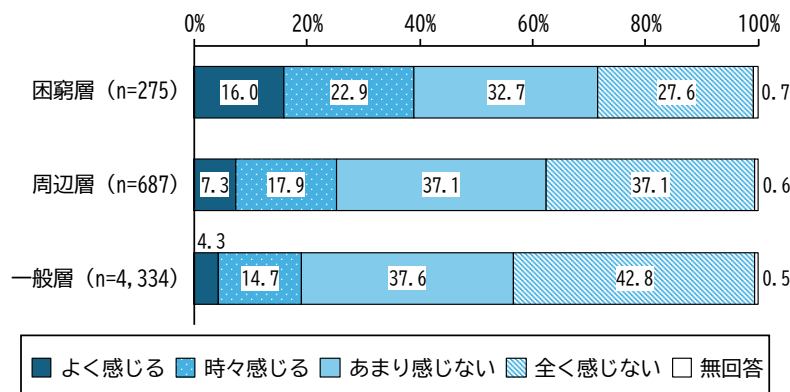
地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）や地区社会福祉協議会が実施する子育てサロン、幼稚園・保育所などが実施する地域子育て支援事業等と連携し、関係機関のネットワークづくりを推進しています。

また、民生委員・児童委員や主任児童委員、地域活動団体などが、市や関係機関、学校と連携し、地域における個別支援、児童健全育成、子育て支援活動を行っています。

《船橋市は「子育てにやさしいまちである」と感じる》

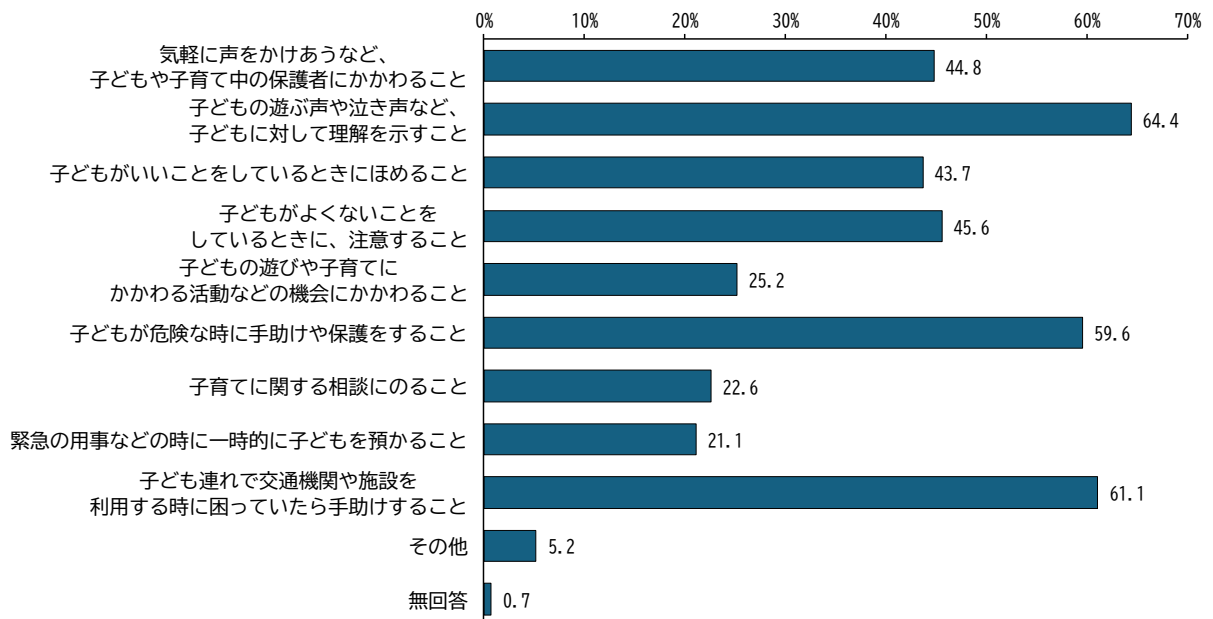


《子育てに追われ、社会から孤立するようになる》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《地域で子育てを支えるために、どんなことが重要だと思うか》



資料：令和5年第3回市政モニター

課題

- 少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化が進む中で、こどもの健やかな育ちを実現するために、社会全体で子育て家庭の状況に理解を示すことが望まれています。

関連する取り組み

◆ 関係機関の連携強化

- ・ 地域福祉活動助成金
- ・ 市民公益活動公募型支援事業

◆ 子育て支援ネットワークの構築

- ・ 子ども食堂やプレーパークをはじめとするこどもの体験活動や、子育て世帯の支援につながる地域活動団体への協力・連携
- ・ 包括連携協定やプロスポーツチームとの協働により実施する、体験機会の提供を含めた子育て支援事業
- ・ 民生委員・児童委員の資質向上のための研修会
- ・ 子育て支援センターと児童ホームにおける関係機関とのネットワークづくり

◆ 地域交流による次世代育成の推進

- ・ 保育所における地域住民、療育施設、高齢者施設等との交流
- ・ 保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ

コ ラ ム

子ども食堂



「子ども食堂」とは、こどもが一人でも安心して、おいしく温かいごはんが食べられる、こどもはもちろん大人も笑顔になれる地域の団らんの場です。本市においても、地域のボランティアの方々を中心に食材の確保や会場の提供等、多くの方々の協力のもと30団体を超える子ども食堂が公民館や飲食店等で開催されています。

食事の提供形式や開催場所、頻度はさまざまですが、その多くがこどもからお年寄りまで、地域の誰もが参加できる多世代の地域交流の拠点となっています。子ども食堂は、こどもにとって単なる食事の場だけでなく、親でも教師でもない地域の大人と出会うことができ、安心して過ごすことのできる居場所のひとつとなっています。

コ ラ ム

プレーパーク



プレーパークは誰でも遊べる野外の遊び場で、冒険遊び場とも呼ばれています。

本市では、令和6年度（2024年度）現在、5つの市民団体により長津川親水公園、薬円台公園等市内の公園や緑地などで活動しています。自分の責任で自由に遊ぶことがモットーのプレーパーク。なるべく禁止事項をなくし、やってみたいことを自分のペースで挑戦できることを大切にしながら、自然の中でのびのびと遊べる場をこどもたちや地域の方みんなと一緒に作っています。

基本施策

10

児童虐待防止対策の充実



妊産婦、子育て家庭、こどもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、こどもたちの安全で安心な生活を守ります。

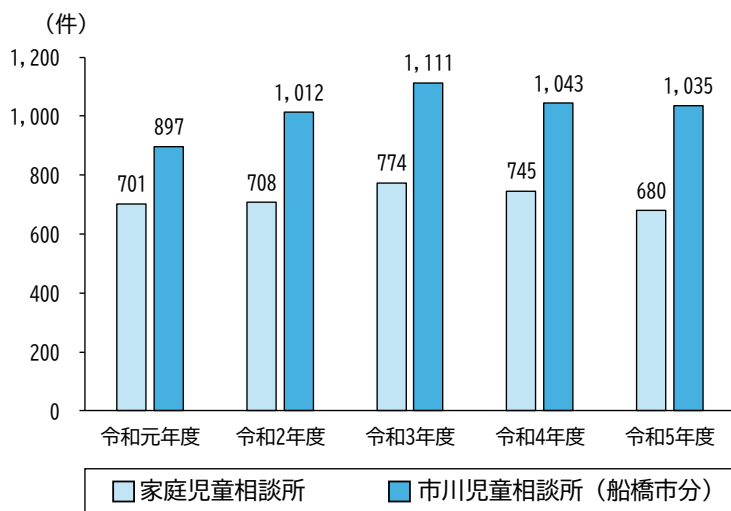
現状

全国的に児童虐待相談件数が増加しており、本市家庭児童相談室と本市を管轄する市川児童相談所（船橋市分）の児童虐待相談件数は高止まりの状況です。

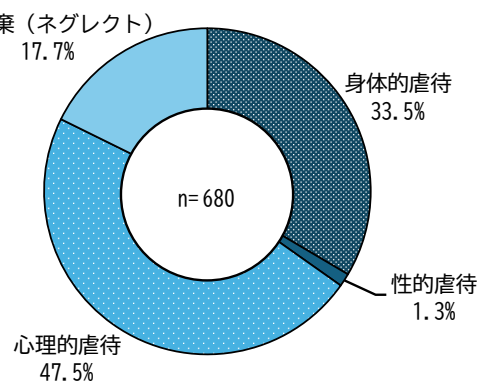
現在、家庭児童相談室はこどもや子育ての悩みに対応する住民に身近な相談窓口として、児童虐待の未然防止・早期発見や家庭における子育て支援等を行っています。特に、こどもと家庭を分離せず、家庭における子育てを支援することで解決すると考えられる場合には、必要な関係機関との連携の下で相談対応や支援を行っています。

また、令和8年（2026年）7月には市独自の児童相談所を開設します。

《家庭児童相談室と市川児童相談所の
児童虐待相談件数（船橋市）》

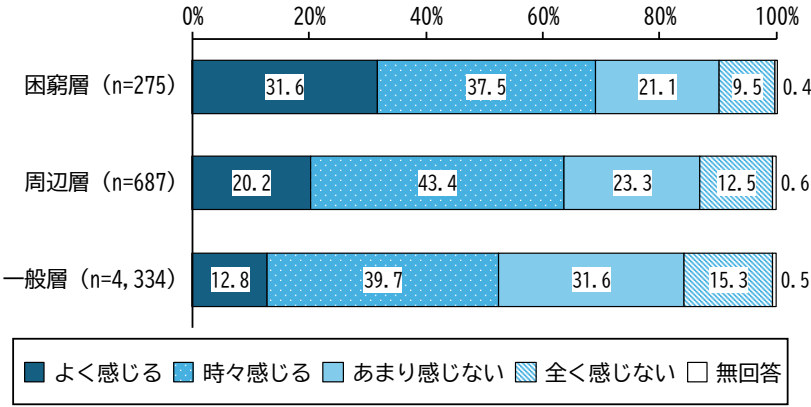


《家庭児童相談室における児童虐待相談
の種別（令和5年度）》

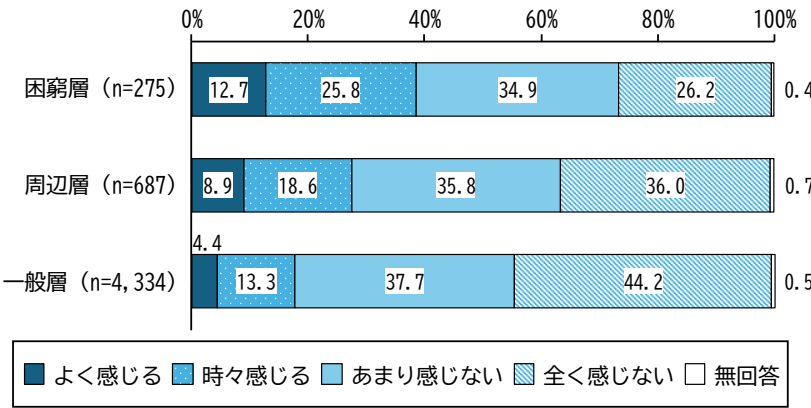


困窮層の家庭では、子育てに不安や責任を感じると回答した保護者の割合が高く、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいないと回答した割合も高くなっています。

《親の責任として、子育てに不安や負担を感じる》



《子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいない（再掲）》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 家庭児童相談室及び市川児童相談所（船橋市分）の児童虐待相談件数が高止まりである状況に加え、相談内容も複雑化・多様化してきており、支援期間が長期化しているケースも増えてきています。また、近年こどもを巡る悲惨な事件が発生しており、より適切な判断、より良い支援が求められていることから、職員の体制の強化や、様々な関係機関との密接な連携が必要です。
- 市と県は虐待リスクの重さや求められる専門性により役割を分担し、その上でそれぞれが通告・相談窓口を設けていますが、県に軽微な相談が寄せられることや市に緊急性が高い虐待ケースについて通告されることがあるなど、通告窓口が二元化している状況があります。また、市が担当するケースにおいて、家庭環境の変化等によりこどもへの虐待リスクが高まり、一時保護が必要と判断した場合、県へ送致することになり、一貫した支援が行えない恐れが生じています。

生活困難度が上がるにつれ、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいないと感じている割合が高くなっていることから、児童虐待の発生リスクの増加が懸念されます。

主な取り組み

児童虐待の発生予防策の充実

【概要】

市内の全ての妊産婦、こども、子育て世帯が安心して地域で生活を続けていくためには、妊娠出産期から行政が子育てに寄り添いながら支援をする「寄り添い伴走型支援」を実施することが重要です。家庭児童相談室と子育て世代包括支援センターを組織的に一体化し、寄り添い伴走型支援の中核として機能させることに加えて、児童虐待発生のリスクを早期に察知し、課題に応じた支援を実施することを目的にDV支援、ひとり親支援、ヤングケアラー支援の相談窓口を統合した「こども家庭センター」を設置し、日常的に生じる子育て等の不安や疑問の解消のほか、福祉的な支援を要する家庭まで幅広い支援を実施します。

子育てに困難を抱えた家庭に対する具体的で効果的な支援を実現するため、ニーズや支援の必要性のある家庭等に対して、養育技術の提供や家事援助、こどもとのコミュニケーションスキルを学ぶ講座などを提供する事業を実施します。

【事業】

- ・ 要保護児童及びDV対策地域協議会
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 親子関係形成支援事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
家庭児童相談室における相談受付件数	1,614件 (R5年度)	—	児童虐待の発生予防体制を強化するため、こども家庭センターにおいて寄り添い伴走型支援を実施します。
要保護児童及びDV対策地域協議会の活用	関係機関との円滑な情報共有を図り、連携した対応を行います。		
養育支援訪問事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等115ページ参照)		
子育て世帯訪問支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等129ページ参照)		
親子関係形成支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第3期計画等130ページ参照)		

児童虐待相談体制の充実

【概要】

令和8年（2026年）7月の児童相談所の開設に向けて建設を進めるとともに、開設当初から、円滑かつ適切な相談支援を行うことができるよう、運営方針などの検討を進めます。

市児童相談所を開設することで、危機的状況にあるこどもたちの安全を守るために一時保護等の権限を行使することや、事情により保護者等と離れて暮らしている社会的養護のこどもたちへの支援について市児童相談所が中心的役割を担うこととなります。

効果的な支援のため、市内の関係機関はもちろんのこと、社会的養護の実施における関係機関や司法機関、民間団体などこれまで以上に幅広い関係機関と連携協力体制を構築していきます。また、ICTの活用や相談援助フローの工夫等により、こども家庭センターと一体的でシームレスな相談援助体制を実現し、虐待の再発防止体制を充実させます。

児童相談所の運営にあたっては、こどもの権利を保障することが重要です。その上で、こどもの意見表明権が十分に保障されているかという視点を常に考慮しながら支援を実施します。

【事業】

- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業
- ・ 意見表明等支援事業
- ・ 一時保護児童の教育及び学習環境の整備
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
児童相談所における虐待相談件数	1,043件 (令和4年度)	－	市児童相談所開設後に十分な支援を実施できるよう運営等の検討を進めます。

関連する取り組み

◆ 児童虐待防止啓発事業の実施

- ・ 学校への相談啓発ポスター配布、こどもたちへの相談窓口の周知啓発
- ・ 虐待防止ポスターの配布、自治会、医療機関等への周知
- ・ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間（11月）の啓発

◆ 家庭支援事業の充実

- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 児童育成支援拠点事業（第3期計画等130ページ参照）

◆ 被虐待児童の支援

- ・ 児童家庭支援センターなどの相談機関の設置検討
- ・ 乳児院・児童養護施設等の施設整備の検討

基本施策 11

仕事と家庭の両立支援の 推進

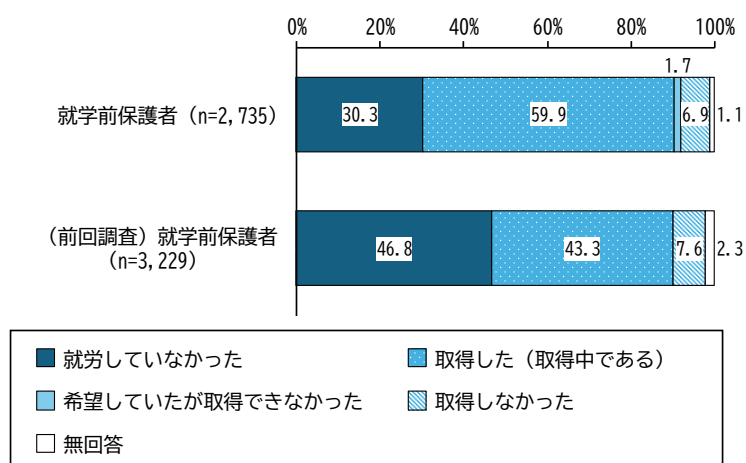


仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発や、実現のための各種法令・制度の周知等を行います。

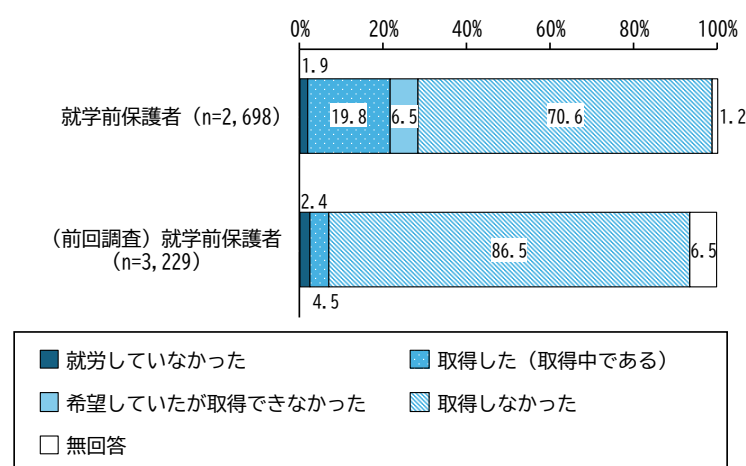
現状

女性の就業率が上昇している中で、母親、父親ともに育児休業の取得率は上昇傾向にあります。仕事と家庭の両立のためには、職場の理解が求められており、企業に向けて、従業員の仕事と子育ての両立を図り、働きやすい労働環境の整備に取り組むための、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定促進を図っています。

《母親の育児休業取得状況》

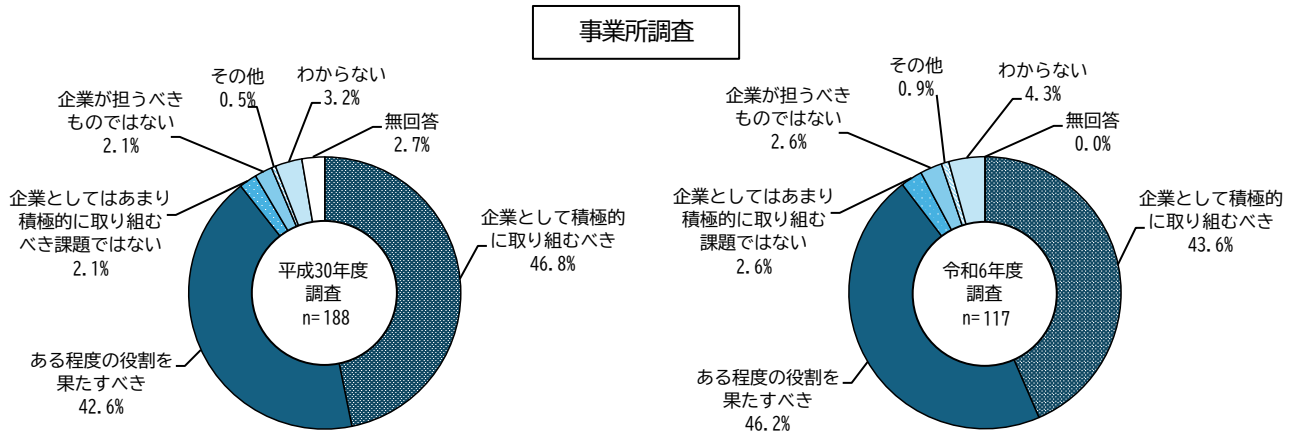


《父親の育児休業取得状況》



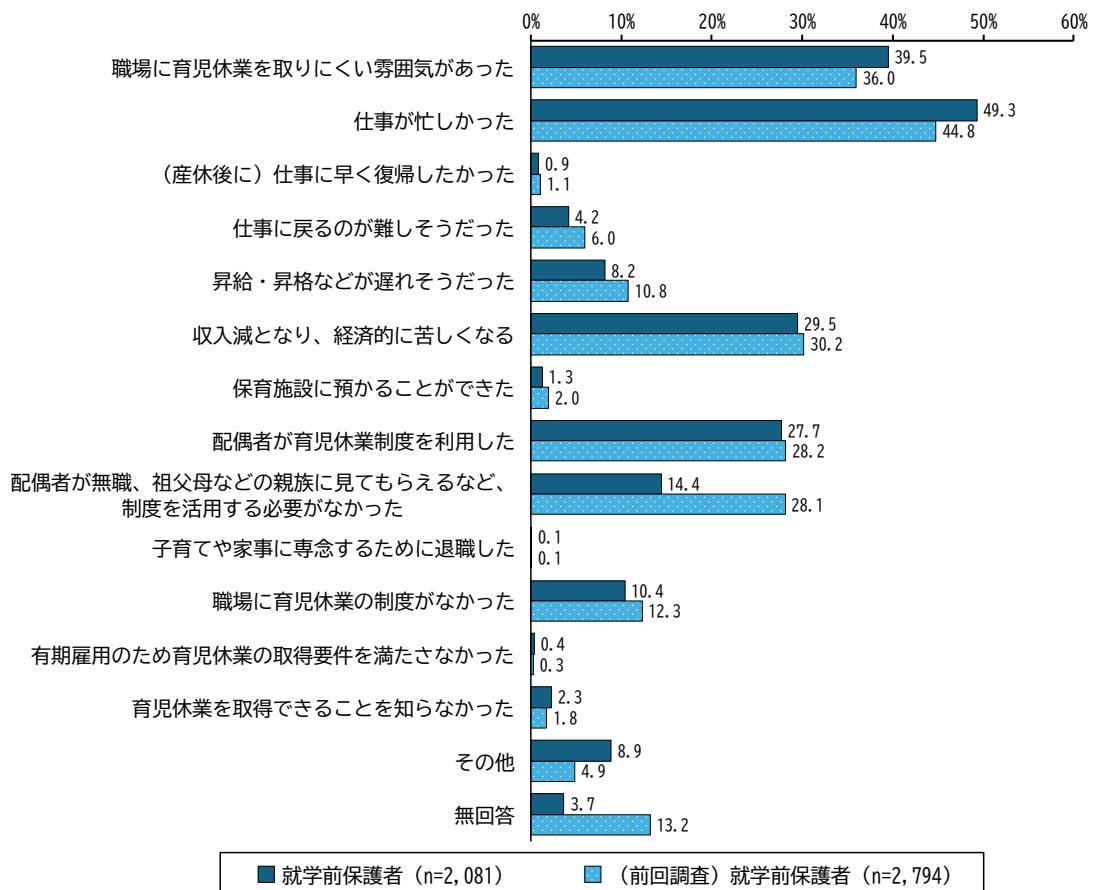
資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《仕事と家庭の両立支援に対する企業の方針（経年比較）》



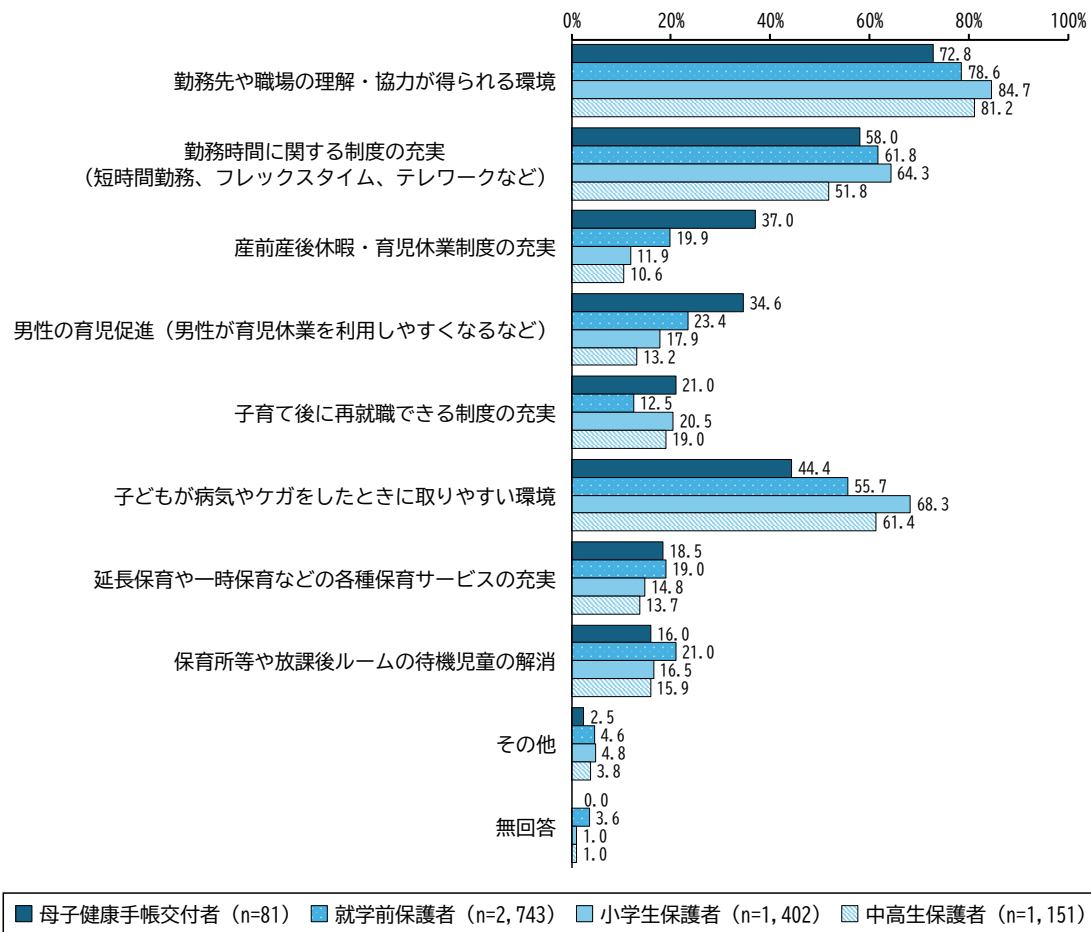
資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査
令和6年度 こども計画策定に係る事業所調査

《父親の育児休業を取得していない理由》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《仕事と子育ての両立のために必要なこと》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 父親の育児休業の取得率は上昇傾向ではありますが、女性と比べると低い数値であり、取得できない理由としては「仕事が忙しい」、「職場内で取りにくい雰囲気がある」という理由が多く、就業環境の改善が求められています。
- 仕事と子育ての両立のために職場環境の整備が必要とされており、時代とともに働きやすさの内容も変わってきていることから、企業内におけるさらなるワーク・ライフ・バランスの普及に向けて周知・啓発を続ける必要があります。

関連する取り組み

◆ 男女共同参画の推進

- ・ 情報誌の発行
- ・ 男女共同参画の推進のための講座等

◆ ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

- 市民向けのワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のための講座等
- 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進セミナー
- 一般事業主行動計画策定の推進のための周知

基本施策 12

こども・若者の社会参画 のための環境づくり



こども・若者を権利の主体として尊重し、社会参画の機会を確保するため、意見を聴取する取り組みを推進します。

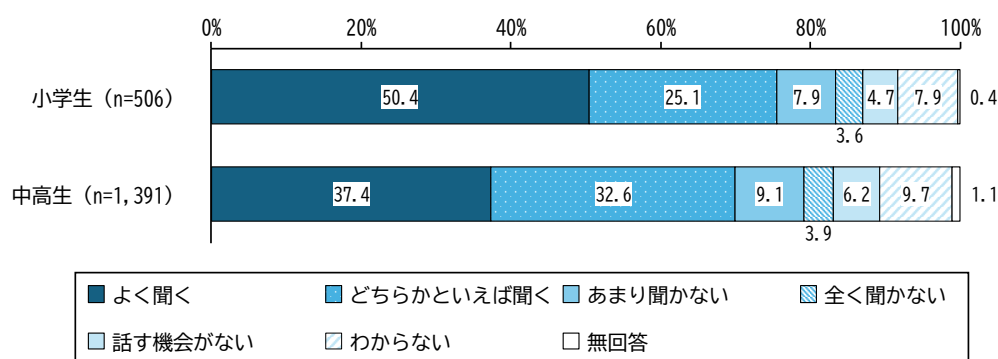
また、こども・若者が自分らしく生き生きと生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

現状

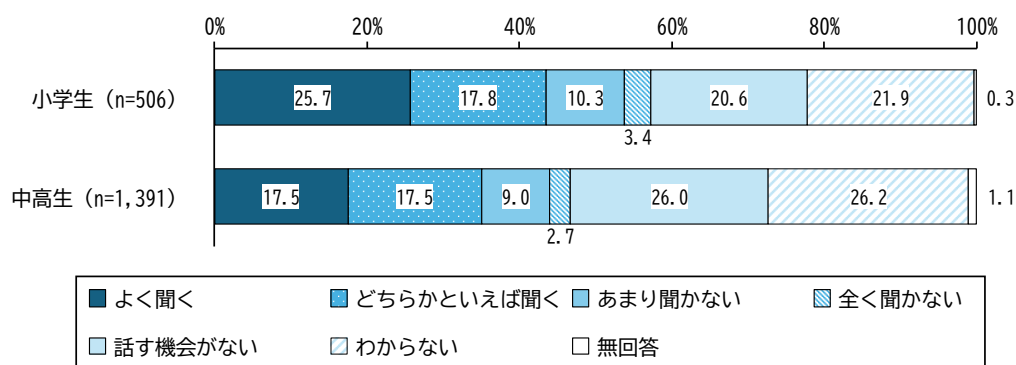
本市では、こども家庭庁が掲げているこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年9月1日に「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。

令和5年度に実施したアンケート結果では、学校の先生と比べてそれ以外の大人と話す機会が少ない傾向にあり、意見を伝える方法は、年齢によって違いがありました。

《学校の先生は自分の意見を聞いていると思うか》

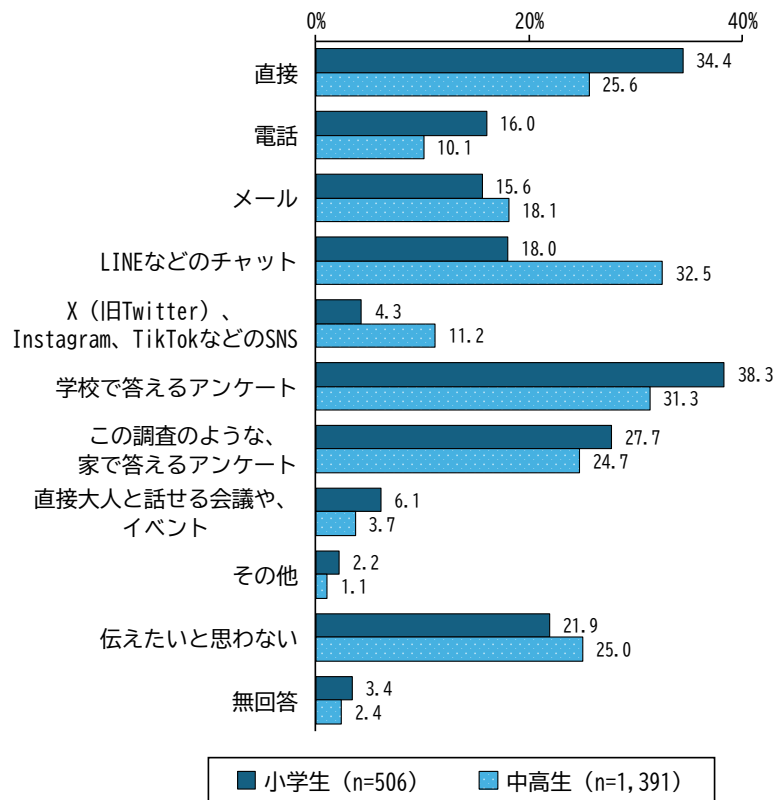


《学校の先生以外の大人は自分の意見を聞いていると思うか》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

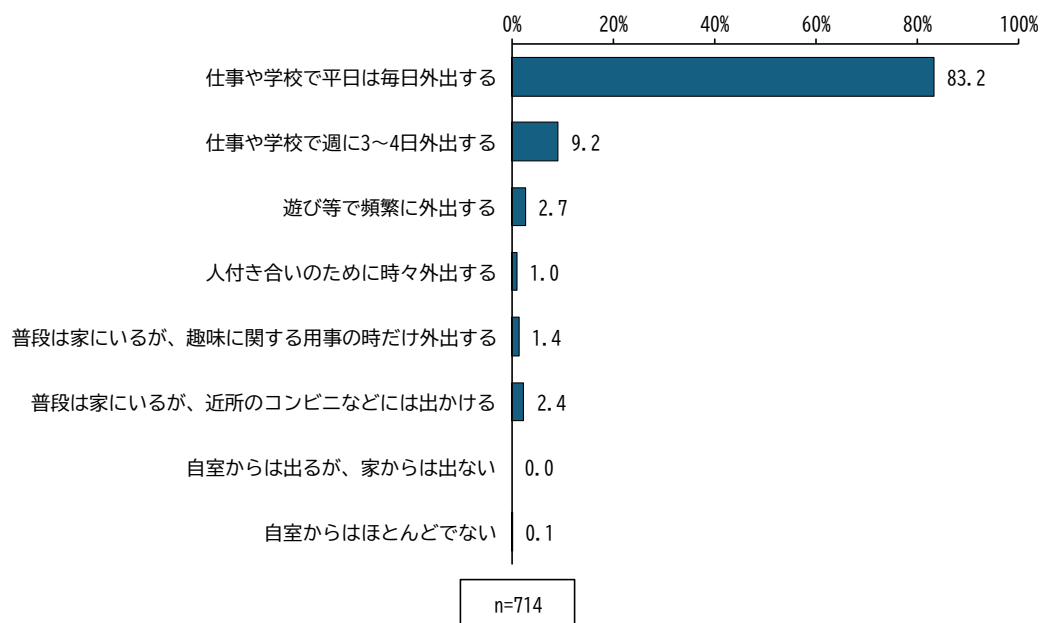
《どのような方法や手段で大人に意見を伝えたいか》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

こども・若者の普段の外出状況は「仕事や学校で平日は毎日外出する」、「仕事や学校で週に3～4日外出する」が大多数である一方で、外出の頻度が少ない方も少数ながらいる状況です。

《普段の外出状況》

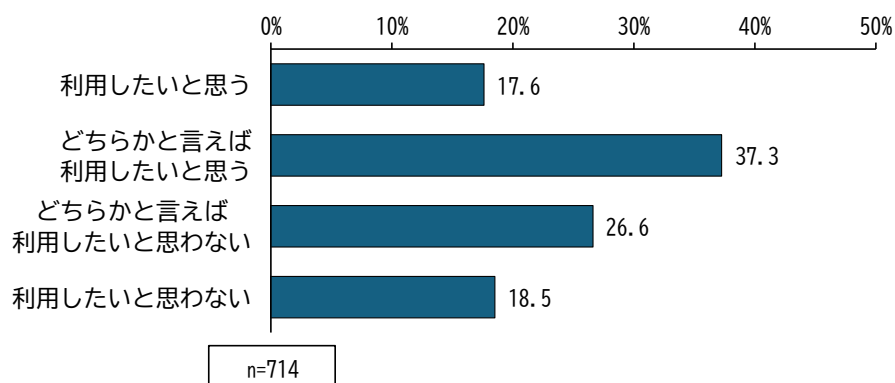


資料：令和6年度 船橋市こども・若者意識調査

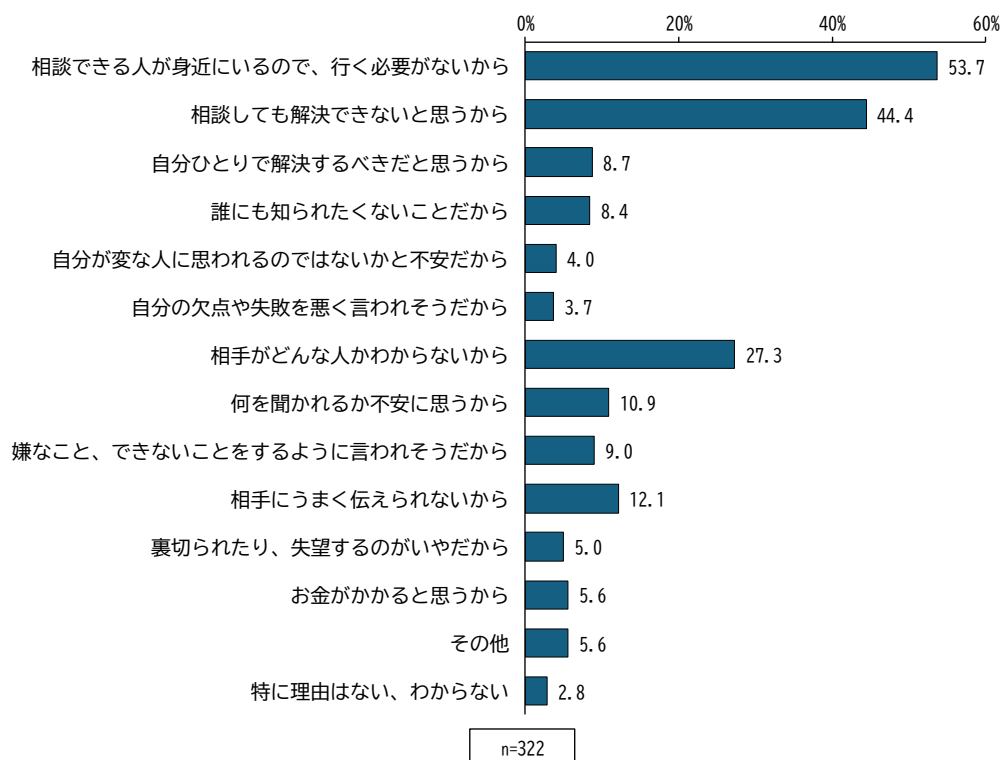
相談窓口の利用の有無については、「どちらかと言えば利用したいと思う」が最も多く、「どちらかと言えば利用したいと思わない」、「利用したいと思わない」が続きます。

相談窓口を利用したいと思わない理由として、「相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから」が最大である一方で、「相談しても解決できないと思うから」が高い割合となっており、悩みや困りごとを抱え込んでしまっていることが伺えます。

《相談窓口の利用の有無》



《悩みや困りごとを相談できる窓口を利用したいと思わない理由》



資料：令和6年度 船橋市こども・若者意識調査

課題

- こども・若者を権利の主体として尊重し、その意見を表明する機会を設けることが大切であり、意見を表明しやすい方法についての検討が必要です。
- 悩みや困りごとを抱えているこども・若者が相談機関等に相談できずに悩みや困りごとを抱え込み、問題が長期化・深刻化しているケースも考えられることから、相談しやすい方法の実施等により早期に支援につなげていく体制づくりが必要です。
- ひきこもりや、自殺など、こども・若者を取り巻く課題は様々であることから、関係機関と連携し、その人に応じた支援に関する取り組みを行うことが必要です。

主な取り組み

こども・若者の意見表明の機会の提供

【概要】

こども・若者自身にまちづくりの担い手であることを意識してもらい、意見表明の機会を提供することにより、こども・若者の社会参画を推進します。

【事業】

- ・ こども・若者の意見聴取に係る取り組み
- ・ こども未来会議室

【参考指標】

指標	今後の取り組み
こども・若者の意見聴取に係る取り組み	こども・若者向けのパブリック・コメントや、インターネットを活用した意見聴取等を実施し、こども・若者の意見が施策に反映されるよう努めてまいります。

こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援の充実

【概要】

多様化するこども・若者の困難な事例に対応するため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

社会全体でこども・若者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるための普及啓発に取り組むとともに、悩み、不安を気軽に相談することのできる体制づくりに努めます。

【事業】

- ・ヤングケアラー支援事業（基本施策2参照）
- ・保健と福祉の総合相談窓口事業
- ・ひきこもり支援事業
- ・ゲートキーパー養成事業
- ・SOSの出し方教育の実施
- ・性的少数者交流会「Marble Arch（マーブルアーチ）」

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ヤングケアラー支援事業	相談件数33件 (R5年度)	—	こどもが相談しやすい窓口となるよう、周知啓発を進めていきます。
多機関協働事業支援プラン作成件数	8件 (令和5年度)	↑	複雑化した支援ニーズに対して、包括的かつ継続的な支援を実施します。

コ ラ ム

こどもまんなか 応援サポーター宣言！

船橋市は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」への就任を宣言します。

船橋市では、子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」を目指し、これまでも、安全で安心して子育てができる環境を整えとともに、すべてのこどもたちが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができるまちづくりを推進しています。

こどもたちの意見を聴き、その意見を尊重し、こどもに関する取組みを実現する「こどもまんなか」の趣旨に沿う本市の特徴的な取組事例として、平成26年度からスタートした「こども未来会議室」があります。市内全中学校の2年生たちが「私たちが市長になったら」というテーマで意見を出し合い、各校の意見として集約し、市長に発表しています。

こどもたち一人ひとりが社会を動かす大きな力を持っているということを実感し、自分たちもまちづくりの担い手であることを体験してもらうとともに、こどもたちの視点をまちづくりに活かしていくことを目的としており、これまでこどもたちならではの柔軟な発想からたくさんの提案がありました。

「ボール遊びができる公園づくり」「外国人中学生のために学校に音声翻訳機を導入」「ボランティアマッチング会」の実施をはじめ、千葉ジェッツふなばしと共同で船橋をPRするため、船橋産の梨を使った「船橋からのおもて梨(なし)まん(肉まん)」や、富樫勇樹選手の名前を盛り込み、船橋産のにんじんを使用した「勇樹(ゆうき)ヤロットまん(ピザまん)」の開発など、いくつものこどもたちの「声」が実現しています。

また、昭和48年(1973年)から開始した「児童・生徒記者」では、小・中学生が市内のさまざまな取組み取材し、広報紙や市ホームページで発信しています。こうした取組みは、全国に先駆けた、本市の特色ある、まさに「こどもまんなか」な取組みのひとつです。

船橋市は、「こどもまんなか応援サポーター」として、船橋市の未来を担うすべてのこどもたちが、希望を持って心豊かに成長できるよう、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでまいります。

令和5年9月1日

船橋市長 松戸 徹

#こどもまんなかやってみた



横断的 施策

こどもの貧困対策



全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

こどもの生活状況に関する現状 (「生活困難度」指標に基づく分類について)

令和5年度（2023年度）に実施した「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果をもとに、下表①～③の3つの要素について、該当する要素の数に応じて、以下の3層に分類後、結果の分析に用いました。

『困窮層』＝2つ以上の要素に該当

『周辺層』＝いずれか1つの要素に該当

『一般層』＝いずれの要素にも該当しない

※『一般層』には各要素を判別するための設問で不明・無回答により判別不能であった対象を含む

①低所得要素	保護者票中の世帯の手取り収入と世帯人数の設問から算出した簡易的な等価可処分所得が「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満（127万円未満）の世帯。 等価可処分所得＝世帯の可処分所得※÷√世帯人数 ※収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする （例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～75万円未満」であれば62.5万円とする。なお、「900万円以上」は950万円とする。） 【対象設問】あなたの世帯の昨年1年間の手取り収入の額を教えてください。 【対象設問】お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さんがいる場合には、ご家族の人数に含めて教えてください。
②家計のひっ迫要素	保護者票中の家計のひっ迫度をはかる設問8項目中、1つ以上が該当する場合。 【対象設問】あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、以下の費用・サービス・料金について、支払えないことがありましたか。 ①必要とする食料（お酒やコーヒーなどの嗜好品を除く） ②必要とする衣服（高価な衣服やアクセサリなどを除く） ③電話料金 ④電気料金 ⑤ガス料金 ⑥水道料金 ⑦家賃 ⑧住宅ローン
③こどもの体験の欠如要素	保護者票中のこどもの体験に関する設問10項目中、費用面での不能理由（①費用がかかるため）が2つ以上ある場合。 【対象設問】あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。 「したいができなかった」場合はその理由を下の理由欄の番号を記入してく

ださい。

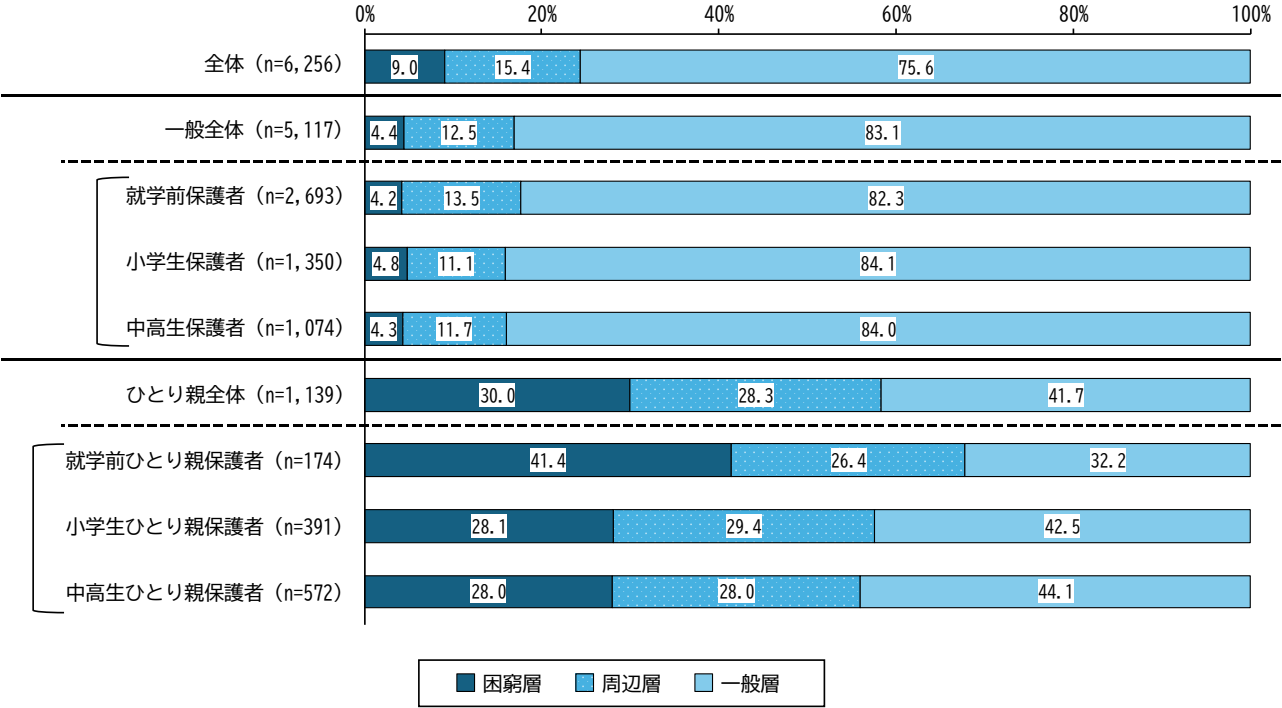
- ・スポーツに関する習い事やクラブに通う
- ・音楽、習字、絵画等の習い事やクラブに通う
- ・学習教室に通う（または家庭教師に来てもらう）
- ・キャンプやバーベキューなどの野外活動をする
- ・旅行に行く
- ・美術館、博物館、科学館に行く
- ・スポーツ観戦や劇場に行く
- ・遊園地やテーマパークに行く
- ・公共施設などで行われる、無料の教室やイベントに参加する
- ・誕生日祝いやクリスマス・お正月などの季節の行事を行っている

<理由欄>

①費用がかかるため	⑤一緒に活動する友達がないため
②時間がないため	⑥情報がないため
③開催時間が合わないため	⑦こどもが対象年齢に達していないため
④開催場所が遠いため	⑧その他

一般世帯とひとり親世帯を生活困難度で分類した結果、ひとり親世帯の方が、「困窮層」「周辺層」の割合が高い傾向にあります。

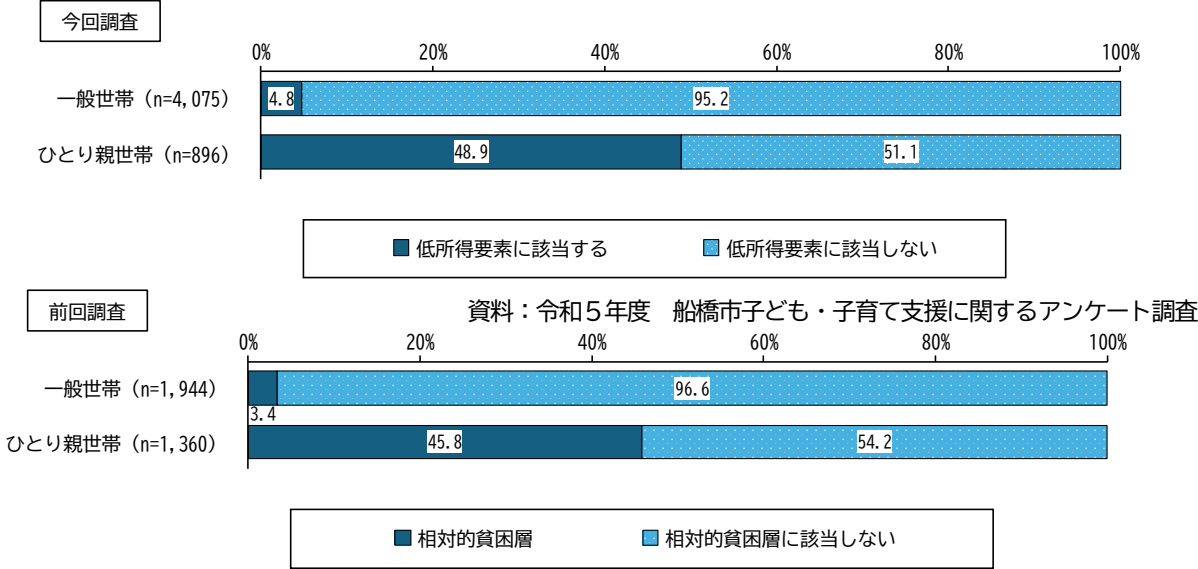
《生活困難度指標に基づく分類の割合（再掲）》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

一般世帯とひとり親世帯を低所得要素で比較すると、ひとり親世帯の方が、今回調査の「低所得要素に該当する」の割合が高く、前回調査の「相対的貧困に該当する」の傾向と変わらず割合が高くなっています。

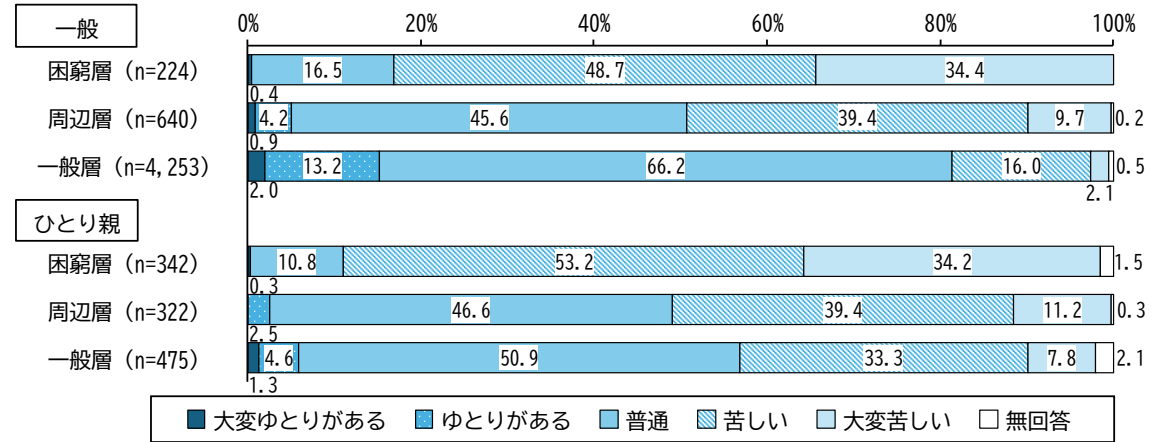
《低所得に該当する世帯の経年比較》



※国の国民生活基礎調査における貧困線を用い、おおむねその貧困線を下回る世帯を「相対的貧困層」として定義しました。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を指し、世帯人員数によって貧困線の等価可処分所得額は異なります。平成30年度アンケート調査実施前の国民生活基礎調査（平成28年調査）によると、平成27年の貧困線は、人員数が2名の世帯は173万円、3名の世帯は211万円、4名の世帯は244万円であり、手取り収入がそれらの金額を下回る世帯を相対的貧困層に分類しました。

家計のひっ迫状況に関して、家計の状況について、「苦しい」「大変苦しい」の割合は、一般世帯よりもひとり親世帯で高く、生活困難度別にみると、「苦しい」「大変苦しい」の割合は、一般世帯、ひとり親世帯とも困窮層で高くなっています。

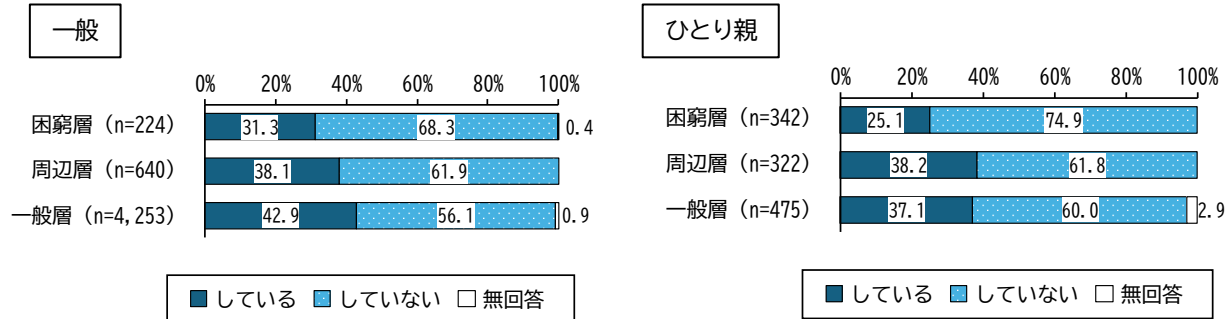
《現在の暮らしの状況について》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

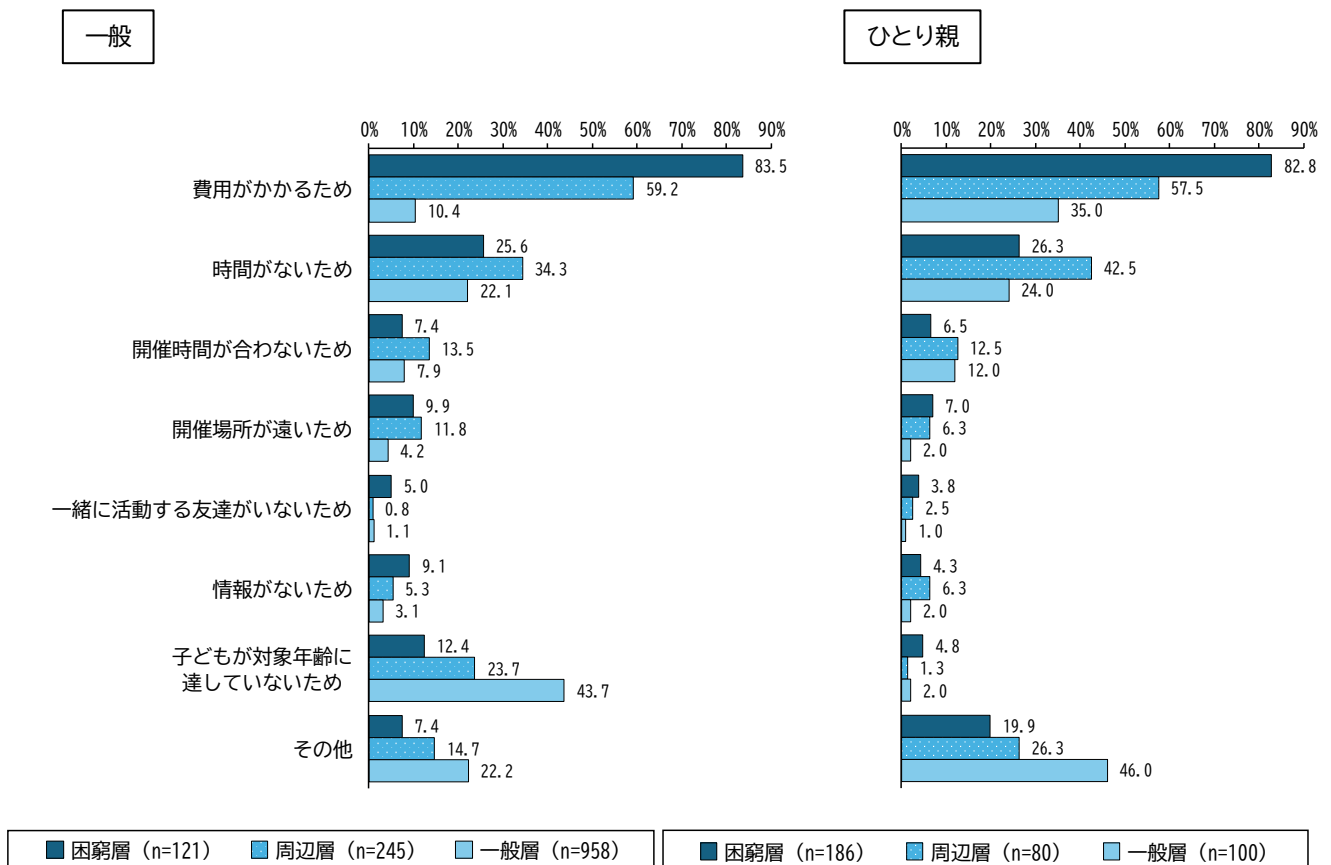
こどもの体験に関して、スポーツに関する習い事やクラブに通うことについては、生活困難度が高いほど、経済的な理由から「したいができなかった」割合が高くなっています。

《スポーツに関する習い事やクラブに通う》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《体験をしたいができなかった場合の理由》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

こどもや子育て世帯の貧困の状況を踏まえ、本計画の基本方針をもとに、重要な視点として「こどもの貧困対策」を、次の5つの分野において推進します。

1 教育の支援＜こども＞

経済的理由等の家庭の状況によって教育機会の差が生まれないような環境を整える必要があります。どんな環境下であっても、こども自身が満足できる学習機会や体験機会の提供や将来を考える場づくりを進めます。

本市では、学習のサポートを行うほか、学習スペースの提供や、体験格差の解消を図るための機会提供などに努め、こどもが希望する進路選択の支援の充実を図ります。

2 生活の安定に資するための支援＜こども＞＜親・家庭＞

社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況におかれてしまうことがないよう、生活の安定に資するための支援を実施します。

本市では、住宅の確保や相談体制の整備、母子保健の充実やこどもの居場所づくりなど、多様な支援の提供に努めます。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援＜親・家庭＞

世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援とともに、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保につながる取り組みに努めます。

本市では、就業支援の充実と経済的自立への支援を通じて、保護者に対する就労支援を行います。

4 経済的支援＜親・家庭＞

世帯の日々の生活を安定させる観点から、経済的支援は重要です。こどもの育ちに影響を与える家庭環境を考慮し、金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていきます。

本市では、関連する支援と組み合わせ、児童扶養手当や奨学金貸付など、様々な経済的支援などの適切な情報提供を行います。

5 社会の理解・つながりの強化＜地域・社会＞

こどもの貧困対策の推進にあたっては、社会全体がこどもの貧困に対する理解を深めることが欠かせません。こどもを応援する機運を高め、こどもを支援する環境を社会全体で構築します。

本市では、地域活動団体と連携を強化し、子育て支援ネットワークを構築することにより、こどもや子育てを支援する地域社会づくりの推進を図ります。

《本章で掲げた事業のうちこどもの貧困対策に関連する施策・事業》

分野	基本施策	主な取り組み・関連する取り組み	事業
1. 教育の支援	2 こどもの健全な育成の充実	学習機会・学習スペースの提供	学習支援事業
			高校生キャリア支援事業
			サポートルーム
			こどもの自習スペース提供事業
		体験機会の提供	ハッピーサタデー事業
			小中学校一宮ふれあいキャンプ（不登校児童生徒対象）
			ひとり親家庭向けデイキャンプ（親子デイキャンプ）
			青少年キャンプ場イベント事業
			ふなっこ未来大学
			ふなばし夏のボランティア体験事業
		悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援	ヤングケアラー支援事業
			スクールソーシャルワーカー事業
			スクールカウンセラー事業
			不登校児童生徒への支援の推進
2. 生活の安定に資するための支援	2 こどもの健全な育成の充実	こどもの居場所づくり	放課後子供教室事業（船っ子教室）
			児童ホーム事業
			中高生の居場所づくり事業
	4 母子保健の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進	助産事業
			初回産科受診料の助成
		食育の推進	保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座（離乳食（3回食）と歯みがきの教室）
		歯科保健の推進	乳幼児歯科保健指導
			2歳6か月児歯科健康診査（フッ化物塗布）
			小学校におけるフッ化物洗口事業
	5 親子のふれあいの場づくり	親子のかかわり促進のための支援	家庭訪問指導
			ブックスタート事業
			就学時健診時における子育て学習事業
			家庭教育相談事業
			家庭教育セミナー
	6 多様な子育て支援サービスの充実	相談体制の整備・充実	民生委員・児童委員による相談支援
			こども家庭センター設置による相談体制の強化
			教育相談
			SNS相談@船橋
			青少年の問題行動に関する相談
			帰国・外国人児童生徒の教育に関する相談
	9 子育てを支援する地域社会づくり	関係機関の連携強化	地域福祉活動助成金
			市民公益活動公募型支援事業
	12 こども・若者の社会参画のための環境づくり	こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援の充実	保健と福祉の総合相談窓口事業
			ひきこもり支援事業

分野	基本施策		主な取り組み・関連する取り組み	事業
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	8	経済的支援の実施	経済的自立への支援	就労の支援等に関する講座の開催
				ふなばし地域若者サポートステーション事業
				生活困窮者自立支援制度の推進
4. 経済的支援	8	経済的支援の実施	低所得者への経済的支援の実施 (情報提供と周知の徹底)	ファミリー・サポート・センター事業の実施（利用料の減免）
				子育て短期支援事業の実施（利用料の減免）
				各種検診費用の免除
				駐輪場利用料金の免除
				保育料の軽減
				児童育成料（放課後ルーム利用料）の減免
				就学援助（学用品費等）
				特別支援教育就学奨励費
				奨学金貸付
				国民健康保険料、国民年金保険料の減免
				生活保護
				大学等受験料・模擬試験受験料支援事業
			住宅の確保支援	市営住宅
				家賃低廉化住宅
				住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
				生活困窮者住居確保給付金の支給
				生活困窮者居住支援事業
				家賃債務保証支援事業
5. 社会の理解・つながりの強化	9	子育てを支援する地域社会づくり	子育て支援ネットワークの構築	子ども食堂やプレーパークをはじめとするこどもの体験活動や、子育て世帯の支援につながる地域活動団体への協力・連携
				包括連携協定やプロスポーツチームとの協働により実施する、体験機会の提供を含めた子育て支援事業

※こどもの貧困対策に関連する施策のうち、ひとり親家庭等への支援については、基本施策7で掲載しています。

第 5 章

計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を進めるために、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価を行い、その結果を「船橋市子ども・子育て会議」にて報告し、公表します。

2 計画の推進とともに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

また、就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討します。

3 こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、こどもに関する施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方自治体に義務付けられています。

本計画の推進に当たっても、こども・若者からの意見を聴取するにあたり、安心して意見を表明できる機会を設け、その意見が施策に反映されるよう、配慮や工夫に努めます。

資料編

1 用語解説

随時更新

2 計画策定の体制と経過

(1) 船橋市子ども・子育て会議での審議

本計画の策定に当たり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「船橋市子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を審議しました。

(2) 船橋市こども計画策定委員会

本市の庁内に、計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、こども家庭部長及び関係各課長による「船橋市こども計画策定委員会」を設置しました。

また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

(3) パブリック・コメントの実施

令和 年（ 年） 月 日（ ）に本計画案を公表し、同日から令和 年（ 年） 月 日（ ）までを期間として、意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

(4) 船橋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第25号

改正 令和5年3月28日条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令5条例7・一部改正）

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

（令5条例7・一部改正）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、法第6条第2項に規定する保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議決とすることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(資料提出の要求等)

第9条 子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(5) 船橋市子ども・子育て会議委員名簿

随時更新

(6) 船橋市こども計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する（仮称）船橋市こども計画の原案を作成するため、船橋市こども計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども家庭部長を、副委員長はこども政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うために、策定部会を置く。

- 2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 策定部会に部会長を置き、部会長は、こども政策課長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局こども家庭部こども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(7) 策定経過

日時	内容
随時更新	